

「障害者等の地域生活支援体制の充実に向けて」

令和 7 年度 障害者地域生活支援体制整備事業

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今年度の行政説明で特にお伝えしたい事項（ホットトピックス）

厚生労働省における直近の取組

- ☑ 令和6年度障害者地域生活支援体制整備事業
（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）
- ☑ 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について など

次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の方向性

- ☑ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組
- ☑ 地域生活支援体制の整備についてのアドバイザーの取組
- ☑ 地域生活支援拠点等の機能の更なる強化・充実 など

なお、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・（自立支援）協議会の目指すべき方向性や、令和6年度報酬改定や障害福祉計画の概要といった押さえておくべき基本事項については、昨年度の行政説明資料に盛り込んでいるので、必要に応じてご参照ください。

【掲載先】 [障害者地域生活支援体制整備事業](#) | 厚生労働省

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算 11百万円（11百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

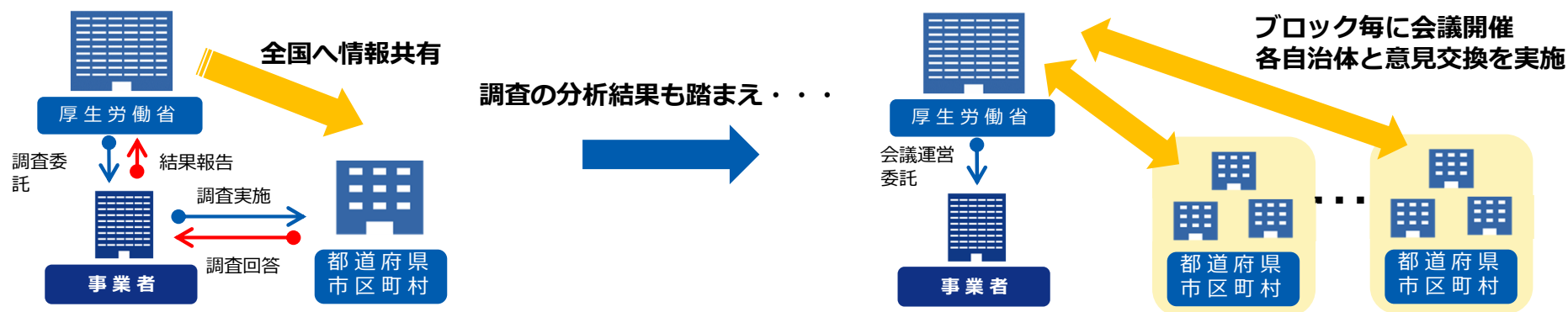
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

障害者地域生活支援体制整備事業（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）

令和
6
年度

きっかけづくり

- ☑ 基幹・拠点・協議会の目指すべき方向性、令和6年度報酬改定や障害福祉計画の概要などを確認。
- ☑ 全国の好事例を通じた基幹・拠点・協議会の連携の重要性や、機能させるための方法を学ぶ。
- ☑ グループワークにより
（都道府県）「1年後の目標」と「具体的な取組」の議論し、担当者・関係者で共有。
（市町村）他自治体の課題や現状を共有し、各自治体の取組のヒントを得る。

- 各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった。
- 都道府県に対しては管内の市町村向けの伝達研修等を依頼していたところ、これまでに複数の都道府県において管内市町村向けの研修を開催されている状況。機運醸成や取組のきっかけづくりの一助となり、大きな成果となった。

令和
7
年度

振り返りと実践

- ☑ 地域生活支援体制整備に取り組むためのツール（チェックリスト等）や参考情報を提供。
- ☑ 積極的に取り組んでいる自治体からの事例を紹介（実践者の目線からのリアルな声の提供）
- ☑ グループワークにより
（都道府県）令和6年度に検討した「目標」と「取組」の進捗状況と現在抱える課題の共有や検討。
（市町村）チェックシートで把握した現在の取組状況と課題について、他自治体と意見交換。
都道府県への要望の取りまとめ。 ※チェックリストの結果と要望事項は、都道府県に共有。

アンケート結果等を踏まえて、今年度の事業について評価し、見えてきた課題等は次年度の取組の参考とする

令和
8
年度

取組の継続・定着

令和6年度、7年度事業の参加者からのアンケート結果及び有識者や自治体等で構成される検討会での議論を踏まえ検討

障害者地域生活支援体制整備事業（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）

令和 6 年度実績

- 厚生労働省から全国で統一した資料と行政説明を行うとともに、日本相談支援専門員協会に講師として協力いただき、地域の好事例の紹介、グループワークを実施（計 1,500 名程度参加）。※都道府県：対面（6ブロック）、市町村：オンライン（全4回）
詳細は以下のとおり。

都道府県ブロック会議の参加状況

- ・47 都道府県から参加申し込みがあったが、当日の悪天候の影響により欠席となった秋田県を除く46 都道府県が参加。
- ・参加人数は、都道府県職員が 75 名、相談支援体制整備事業のアドバイザー等が 56 名、その他が 4 名の計 135 名。

		参加人数	内 訳		
			都道府県職員	相談支援体制整備事業のアドバイザー等	その他
1	北海道	4	2	2	0
2	青森県	3	3	0	0
3	岩手県	1	1	0	0
4	宮城県	1	1	0	0
5	秋田県	0	0	0	0
6	山形県	3	1	2	0
7	福島県	3	1	2	0
8	茨城県	4	2	2	0
9	栃木県	3	2	1	0
10	群馬県	4	2	2	0
11	埼玉県	3	2	1	0
12	千葉県	4	1	1	2
13	東京都	4	4	0	0
14	神奈川県	4	2	2	0
15	新潟県	4	2	2	0
16	富山県	3	1	2	0
17	石川県	3	1	2	0
18	福井県	2	1	1	0
19	山梨県	2	1	1	0
20	長野県	3	1	2	0
21	岐阜県	1	1	0	0
22	静岡県	2	1	0	1
23	愛知県	3	1	2	0
24	三重県	3	3	0	0

		参加人数	内 訳		
			都道府県職員	相談支援体制整備事業のアドバイザー等	その他
25	滋賀県	2	1	1	0
26	京都府	1	1	0	0
27	大阪府	4	4	0	0
28	兵庫県	3	2	1	0
29	奈良県	3	2	1	0
30	和歌山県	3	1	2	0
31	鳥取県	1	1	0	0
32	島根県	3	3	0	0
33	岡山県	4	1	3	0
34	広島県	3	1	2	0
35	山口県	2	2	0	0
36	徳島県	3	3	0	0
37	香川県	4	1	2	1
38	愛媛県	3	1	2	0
39	高知県	2	2	0	0
40	福岡県	3	2	1	0
41	佐賀県	4	1	3	0
42	長崎県	3	1	2	0
43	熊本県	3	1	2	0
44	大分県	4	3	1	0
45	宮崎県	4	1	3	0
46	鹿児島県	2	2	0	0
47	沖縄県	4	1	3	0
計		135	75	56	4

市町村オンライン研修の参加状況

- ・オンライン研修の参加申し込み総数は、1,282 アカウントであり、参加者数は 1,164 アカウント。
- ・4 回に分けて実施した研修には、いずれの回も 300 を超える申し込みあり。

		参加市町村数(圏域・地域含む)	参加人数	自治体担当職員	相談支援・(自立支援)協議会等に関わる関係者
1	北海道	39	66	33	33
2	青森県	14	15	13	2
3	岩手県	8	8	7	1
4	宮城県	13	36	12	24
5	秋田県	8	19	9	10
6	山形県	9	11	10	1
7	福島県	8	9	8	1
8	茨城県	13	35	17	18
9	栃木県	8	13	5	8
10	群馬県	9	15	9	6
11	埼玉県	37	82	41	41
12	千葉県	24	40	17	23
13	東京都	30	87	28	59
14	神奈川県	5	13	2	11
15	新潟県	17	22	15	7
16	富山県	9	14	10	4
17	石川県	10	15	9	6
18	福井県	12	19	13	6
19	山梨県	9	9	7	2
20	長野県	13	16	14	2
21	岐阜県	11	16	10	6
22	静岡県	18	45	22	23
23	愛知県	30	56	26	30
24	三重県	9	26	8	18

		参加市町村数(圏域・地域含む)	参加人数	自治体担当職員	相談支援・(自立支援)協議会等に関わる関係者
25	滋賀県	12	19	9	10
26	京都府	9	12	9	3
27	大阪府	18	29	13	16
28	兵庫県	15	47	15	32
29	奈良県	6	20	10	10
30	和歌山県	1	1	1	0
31	鳥取県	5	9	4	5
32	島根県	8	11	7	4
33	岡山県	4	17	5	12
34	広島県	13	41	14	27
35	山口県	5	6	5	1
36	徳島県	13	24	14	10
37	香川県	9	12	6	6
38	愛媛県	11	15	10	5
39	高知県	8	9	7	2
40	福岡県	14	42	16	26
41	佐賀県	5	6	4	2
42	長崎県	11	14	11	3
43	熊本県	23	34	14	20
44	大分県	10	35	10	25
45	宮崎県	15	22	9	13
46	鹿児島県	14	21	10	11
47	沖縄県	13	31	14	17
計		605	1,164	562	602

目次

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項、まとめ

1. 現状の再確認

2. (自立支援)協議会の活性化

3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）

4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

5. アドバイザーの活動に関する取組

6. 市町村・都道府県へのご依頼事項、まとめ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

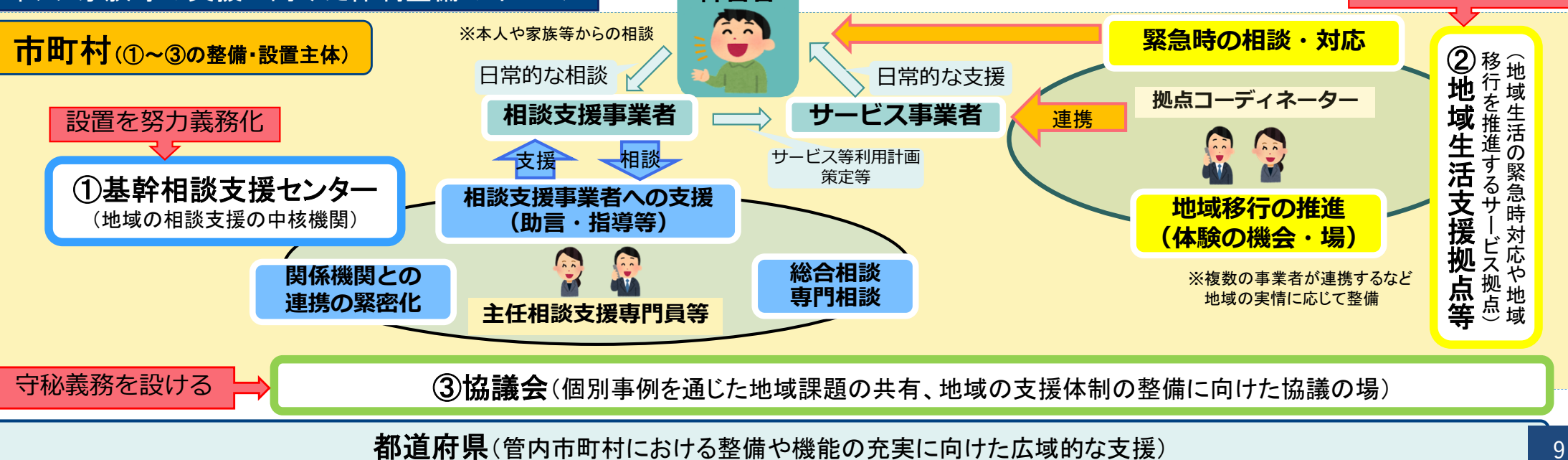
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は6割程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約7割の市町村での整備にとどまっている。※令和6年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:1,270市町村(73%),基幹相談支援センター:1,045市町村(60%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- **都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。**計画期間はR6～8年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・障害者等に対する虐待の防止
- ・障害福祉人材の確保・定着
- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・障害福祉サービスの質の確保
- ・その他(地方分権提案に対する対応)

3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数: R4年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数: R4年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ・精神病床の1年以上入院患者数: 13.8万人
(R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
- ・退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- ・強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2

1. 現状の再確認
- 2. (自立支援)協議会の活性化**
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項、まとめ

（自立支援）協議会の概要

経緯

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R7.4月時点）
市町村：1,693自治体(設置率約97%)
都道府県：47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。（第2項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

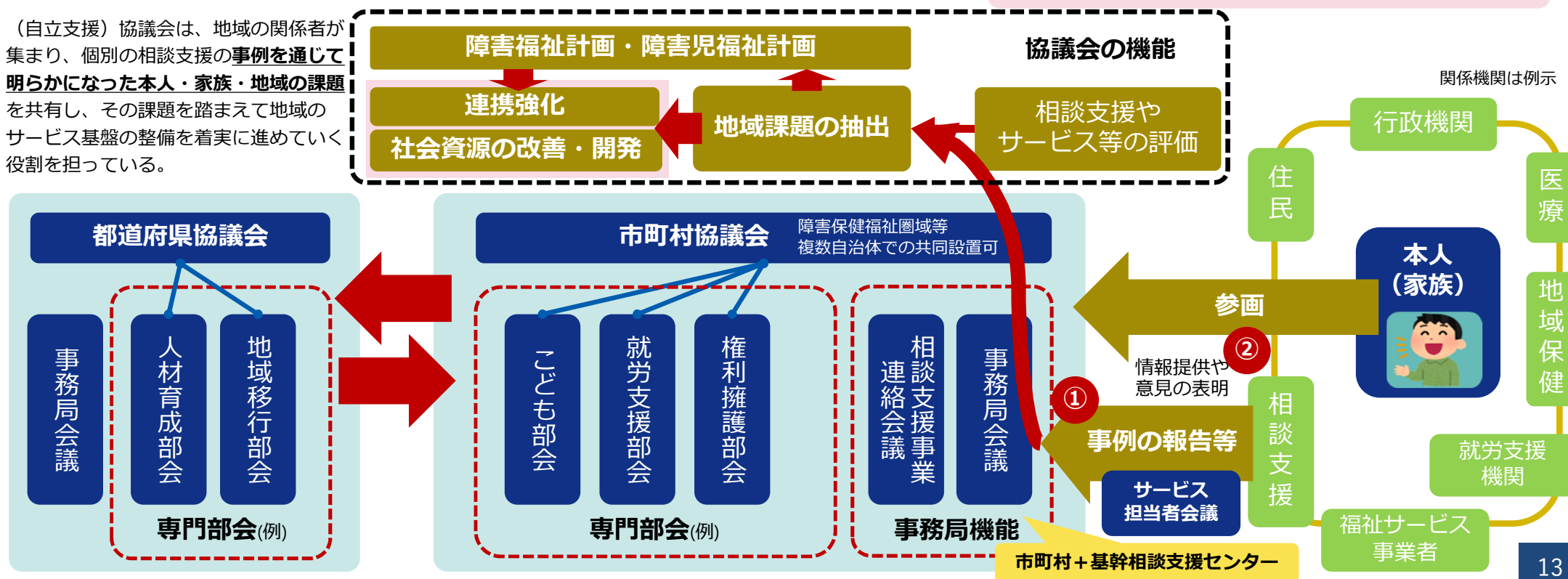
新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

令和7年5月に（自立支援）協議会の設置・運営ガイドラインを改定し、個人情報の取扱いを整理の上、お示し。

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかにした本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



市町村協議会の主な機能と留意点

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

主な機能と留意点

主な機能

- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ・ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ・ 地域における関係機関の連携強化
- ・ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ・ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ・ 都道府県協議会との連携

等

留意点

- 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
 - ・ 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
 - ・ 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的を開催すること。
 - ・ 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。
- 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
 - ・ 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
 - ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
 - ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
 - ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
 - ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」(令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号)

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

- （自立支援）協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、地域差や形骸化が指摘されており、一定の標準的な手法の提示や活性化が求められているが、その実態の把握や形骸化の要因分析は行われていなかった。
- こうした状況を踏まえ、障害者総合推進事業において、（自立支援）協議会の実態調査を行ったうえで、設置運営に関する標準的な方法や検討方法について取りまとめた「設置・運営ガイドライン」を作成。（令和 6 年 4 月に初版を発出）

掲載先（厚労省HP）：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/kyougikai.html

（自立支援）協議会の役割と機能

- ☐ 「支援体制整備と地域づくりの視点」が協議会の目的として明確に定義されているか
- ☐ 協議会の 6 つの機能（情報共有・調整・社会資源の開発・人材育成・権利擁護・評価）が整理・実行されているか
- ☐ 協議会メンバーに守秘義務を課す仕組みや個人情報の取扱いが導入されているか（※）

市町村（自立支援）協議会の進め方

- ☐ 行政と基幹相談支援センターのパートナーとする「事務局体制」となっているか
- ☐ 地域課題を「個別支援事例」から収集し、協議に活かすプロセスが確立しているか
- ☐ 多様な関係者（相談支援、福祉、医療、保健、教育、当事者等）が構成員として適切に参画しているか

市町村（地域）と都道府県の効果的な連携

- ☐ 都道府県体制整備事業のアドバイザーを活用して、市町村（圏域）に必要なバックアップを行っているか
- ☐ 地域課題を市町村から都道府県協議会へ定期的に報告しているか
- ☐ 都道府県の機能である「人材の確保・養成、育成支援」に関して、地域の実態把握に基づいた人材育成体制を確保しているか

都道府県（自立支援）協議会の進め方

- ☐ 都道府県協議会において、市町村の課題やニーズが網羅的に共有・分析されているか
- ☐ 研修体制（相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者など）が体系的に構築されているか
- ☐ 「めざす姿（ビジョン）」を都道府県として明確化し、地域づくりに資する体制整備が行われているか

（※）個人情報の取扱い

協議会における検討を活性化させるため、障害者総合支援法の改正（法第89条の3第3項・4項・5項）により、

- ・協議会は関係者に協力を求めることができ、関係者はこれに応じることに努力義務化、
- ・あわせて守秘義務を課した。

個人情報の取扱いは本人の同意が原則。

ただし、一定の要件を満たした場合、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外（法令に基づく場合）等に該当し、本人の同意を得ずに第三者に情報提供可能。令和 7 年 5 月にガイドラインを改定し、この取扱いについて明記。

(別紙)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく(自立支援)協議会における情報提供(第89条の3第3項)について、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外(法令に基づく場合)等に該当することとする整理

障害者総合支援法上、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、・・・総合的かつ計画的に行わなければならない。」(障害者総合支援法第1条の2)とあり、支援を行う上で、「障害者の意思の尊重」は重要であり、そうした観点からも、法第89条の3に規定する(自立支援)協議会(以下「協議会」という。)において個人データを共有する場合は、当事者の同意を得ることが原則である。一方で、当事者の同意が得られない場合であっても、以下の①から③までの全ての要件に当てはまる場合は、障害者総合支援法上の「地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ために必要であると認めるときに当たる(当事者の尊厳を損なうことにはならない)と考えられることから、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報法」という。)における個人データの第三者提供制限の例外として、個人情報法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる。

① 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合

例えば、本人に認知機能に支障があることがうかがわれる場合や、精神的な疾患をうかがわせる症状等がみられる場合等には、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できないことから本要件に該当し得ると考えられる。

② 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないことにより健康を害している様子である場合等であって、こうした状態が続くことで、本人又は家族、近隣住民等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常の判断能力をもってすれば判断可能である場合には、本要件に該当し得る。

③ 協議会の関係機関等間で情報共有する必要がある場合

例えば、当事者に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命、身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合には、本要件に該当し得る。

<要保護性>

上記個人データのうち、要配慮個人情報に当たるもしくは当たる可能性があるものとしては、以下が考えられる。

- ・ 障害の状況
- ・ 精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状

これらの情報は、上記個人データの中でも特に要保護性が高いと考えられるところ、支援を図るための目的以外に利用された場合には、不当な差別や偏見その他の不利益が生じるおそれがあることから、必要最小限の共有にとどめたくて、情報漏えいしないよう留意する必要がある。

なお、障害者総合支援法第89条の3第3項において提供が予定されている範囲と当該提供先で予定されている取扱いとは以下の通り。

○ 提供が予定されている範囲： 協議会の関係機関等

○ 当該提供先で予定されている取扱い：

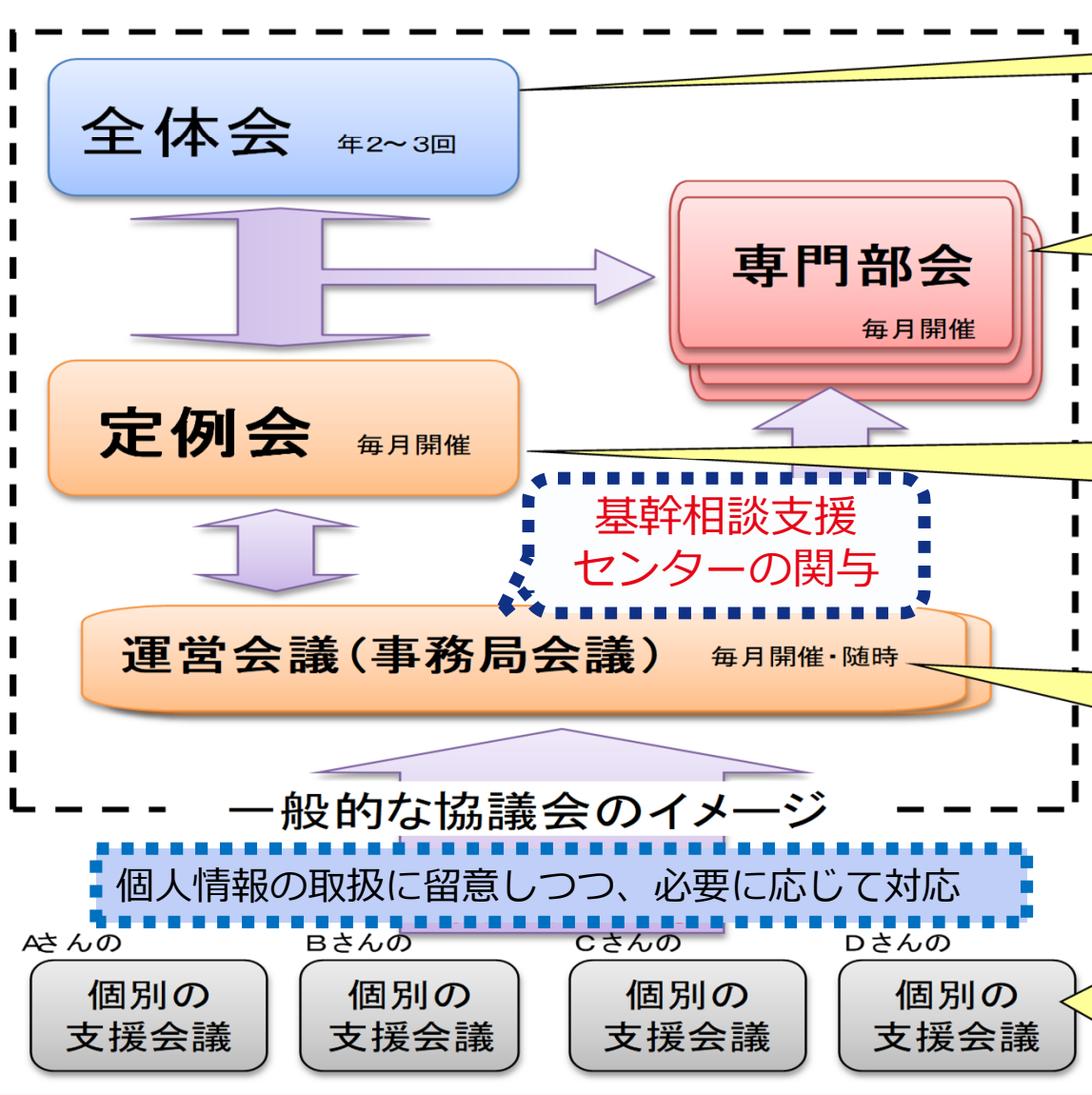
個人データの取扱主体は、協議会を構成する個々の関係機関等に限られる。また、当該者が取得した個人データの利用については、当事者に対する支援のために必要な情報の交換を行うとともに、必要な障害福祉サービス等の利用等により日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限り使用する。

（自立支援）協議会の活性化に向けて

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行））

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

3

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
- 3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）**
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項、まとめ

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

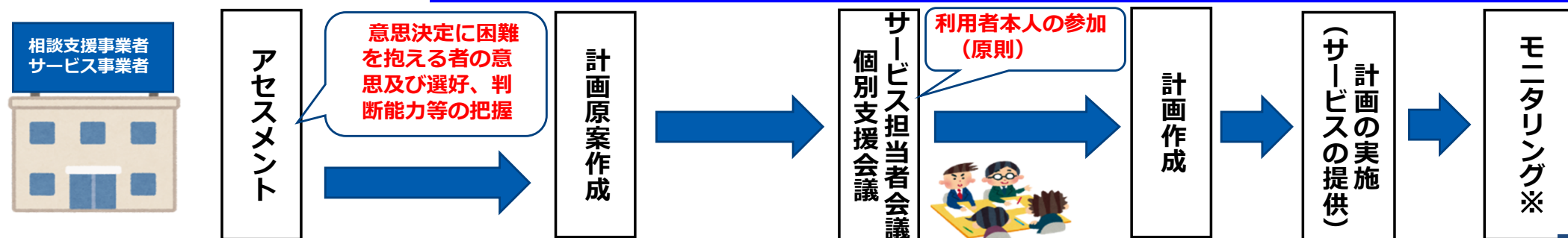
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 出典：障害者相談支援事業の実施状況等について
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) ● <u>他法</u>において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 ● 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 ● (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 ※権利擁護・虐待防止 (虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% 973市町村 (R5.4) 56% 1,045市町村 (R6.4) 60% 1,147市町村 (R7.4) 66% ※箇所数は1,462ヵ所 (R7.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,554市町村 (89%) ■ 単独市町村で実施 1,050市町村 (60%) ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・ サービス利用支援、 ・ 継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヵ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヵ所 (R3.4) 25,067人 11,472ヵ所 (R4.4) 26,028人 11,846ヵ所 (R5.4) 27,028人 12,324ヵ所 (R6.4) 28,661人 12,795ヵ所 (R7.4) 29,610人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,191ヵ所 (17%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者（兼務可）、うち1以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援	■ 3,551ヵ所 (R2.4) 3,543ヵ所 (R3.4) 3,671ヵ所 (R4.4) 3,861ヵ所 (R5.4) 3,837ヵ所 (R6.4) 3,787ヵ所 (R7.4)

※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

令和6年度改定

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で機能を強化した事業所の体制確保することを可能とする。

【協働が可能な事業所の要件】

以下①②のいずれも満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

- ① 以下1. 2.のいずれかを満たす事業所間で（※）
 - 1. 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所
 - 2. 同一地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所
(ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要。
令和9年3月末までは地域生活支援拠点等が整備されていない場合の経過措置有)
- ② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置

新

(※) 離島等の特別地域に所在する事業所については、都道府県と連携して市町村が認めた場合、同一地域の範囲を越えることが可能。



【体制を協働により確保可能なこと】 ※機能強化型基本報酬の算定に際し

- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

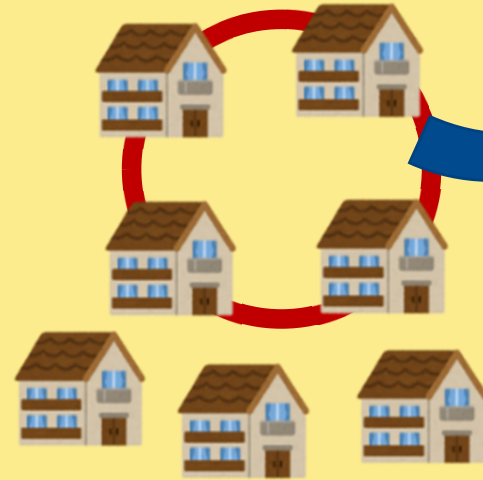
【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）

＜日本相談支援専門員協会(NSK)による作成資料等＞

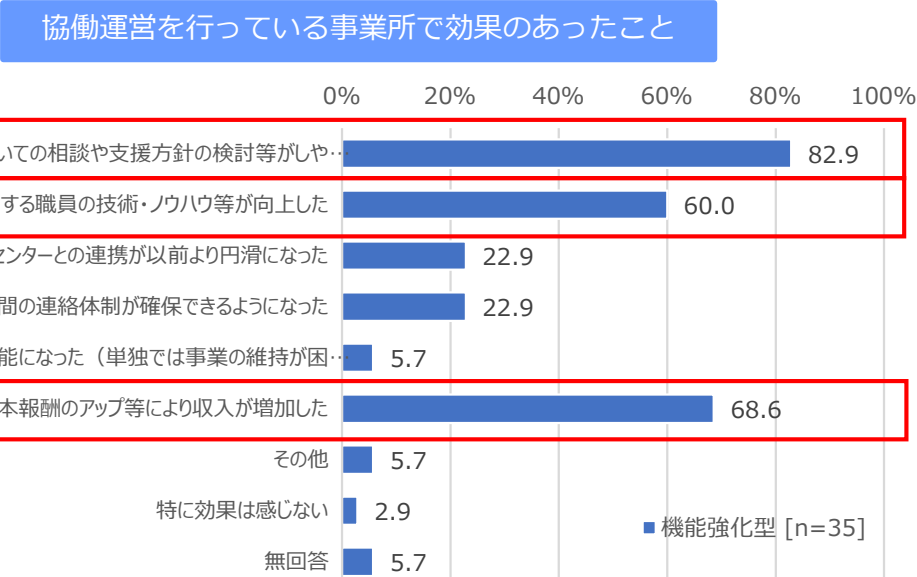
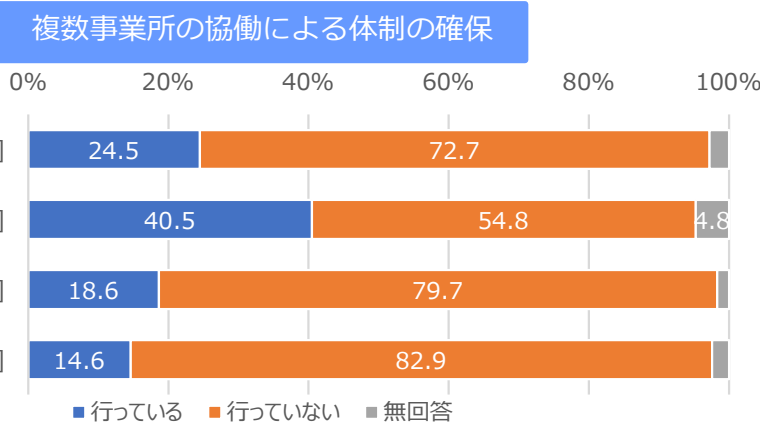
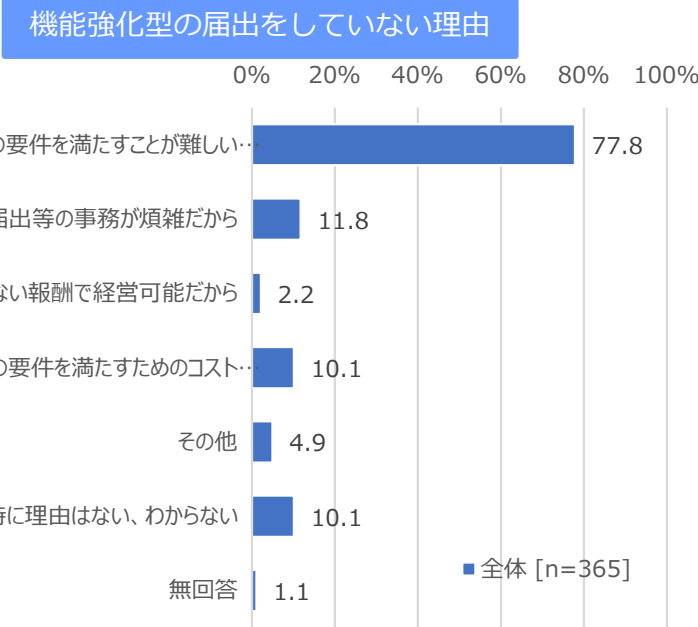
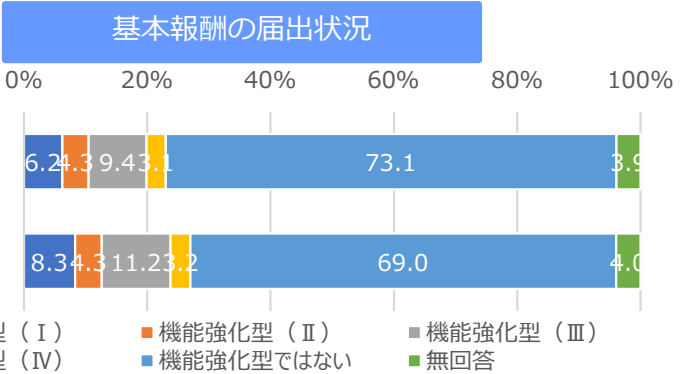
- NSK版モデル協定書
<https://nsk2009.org/?p=604>
- 相談支援事業の複数事業による協働モデル
<https://nsk2009.org/?p=968>
- 複数事業所の協働による運営(機能強化型)の効果検証
<https://nsk2009.org/?p=1244>

協働が可能な要件を満たす事業所



基本報酬、協働体制の状況

- 基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
- 機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、**複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。**協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。



本調査研究の目的

相談支援事業所の相談支援体制の現状や、社会福祉士等の養成機関における学生のニーズ等を把握したうえで、令和6年度に創設された「相談支援員」の活躍の推進、養成機関への働きかけを行うための方策ならびに「相談支援員」の配置促進に資する方策を検討する。

本調査研究の概要

調査結果の概要

1) 相談支援事業所調査・相談支援員調査

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所で、かつ主任相談支援専門員を配置している事業所、および当該事業所で従事している相談支援員を対象にWebアンケートを実施
【回答】事業所：119か所、相談支援員：30人

【相談支援事業所調査】

- ・相談支援員を配置済み事業所は21事業所
- ・配置のメリットとして、実践を通じた育成、対応ケース数の増加等。一方課題として、育成体制の整備、業務範囲が限定的、主任の業務負担等

【相談支援員調査】

- ・主任等の同行により業務の流れを理解しやすい、相談支援専門員の資格取得後にすぐに業務に移行しやすい

2) ヒアリング調査

すでに相談支援員を配置している相談支援事業所を対象にオンラインによるヒアリング調査を実施（プレヒアリング：2カ所、上記アンケート調査から抽出：4カ所）

【ヒアリング調査】

- ・「事業所」人材不足を補い、相談支援専門員の業務をサポートできる等即戦力となる一方で、法人・事業所における人材育成の強化が必要
- ・「相談支援員本人」担当できる業務が増え、経験を積むことができる

3) 社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関に関する調査

社会福祉士・精神保健福祉士の両方の資格取得が可能な4年制大学で、障害福祉に関わる授業を担当している教員、および学生（3年生）を対象にWebアンケートを実施
【回答】教員：57人、学生：259人

【養成機関に関する調査】

- ・「教員」学生が障害福祉分野に興味を持つには、現場体験、魅力・やりがいの発信等が必要
- ・「学生」相談支援専門員の認知度は88.4%。84.6%が「相談支援員」に関心がある

4) 周知のためのリーフレットの作成

上記調査結果および検討委員会での検討結果を踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関、資格取得を目指している学生や社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者、また、相談支援事業所等に対して「相談支援員」の周知を図るためのツール（リーフレット「障害福祉分野の相談支援員を知っていますか」）を作成

「相談支援員」の周知用リーフレット



（令和7年4月28日付事務連絡により周知）

URL：[001510898.pdf](https://www.001510898.pdf)

施策名：障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

令和6年度補正予算 5.9億円

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

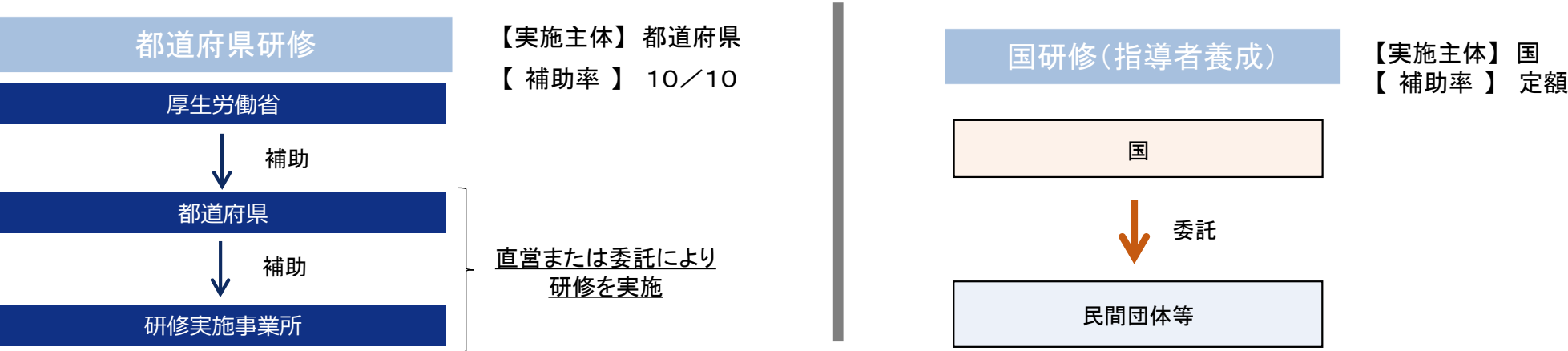
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

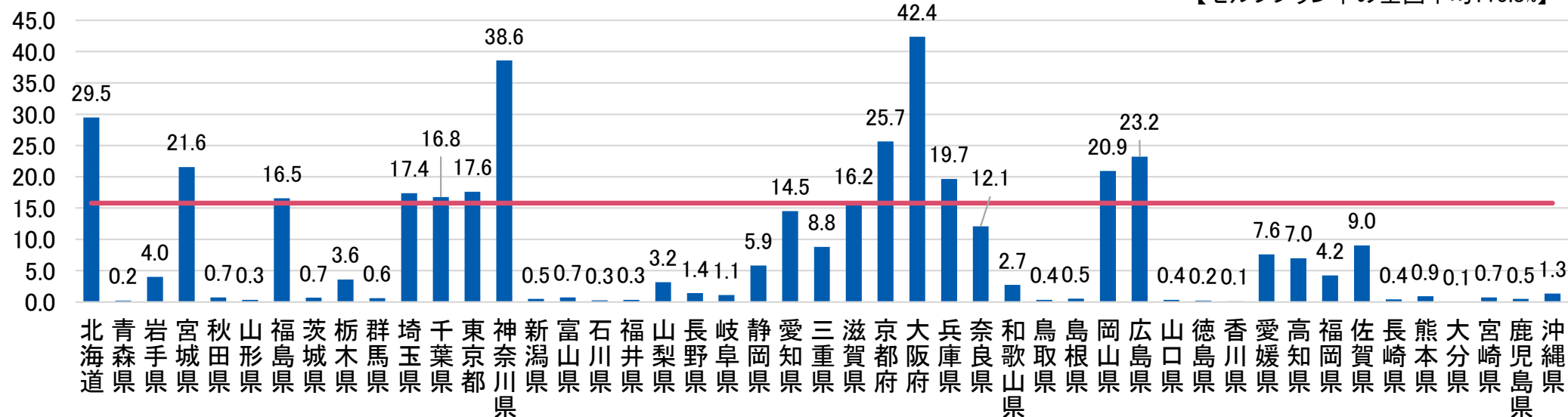
国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、**のぞまないセルフプランの解消に資するものである。**

セルフプラン率について（令和6年3月末時点） 出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

単位：％

計画相談支援

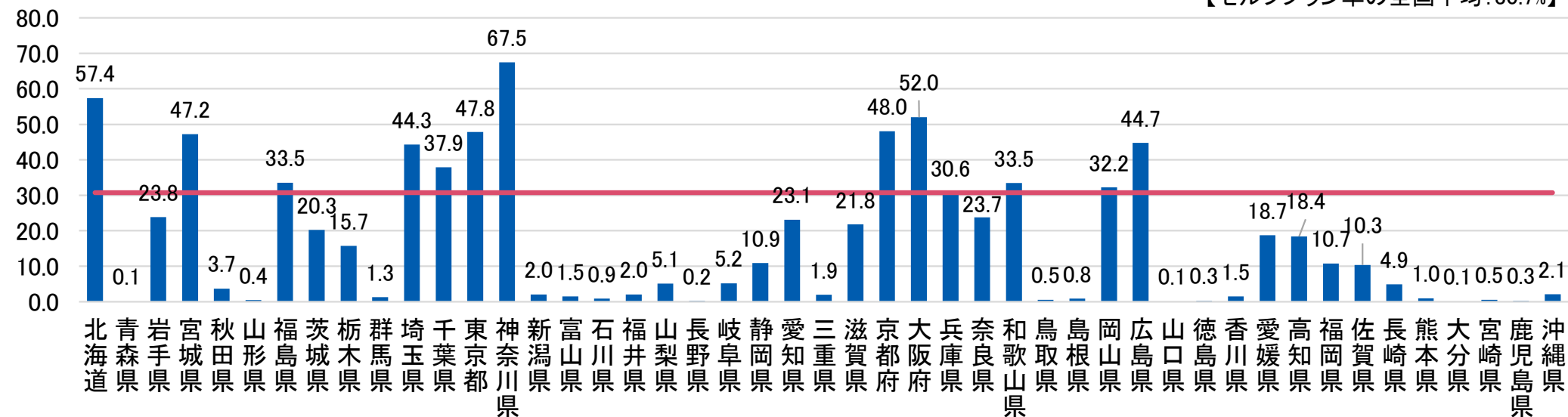
【セルフプラン率の全国平均：15.8％】



単位：％

障害児相談支援

【セルフプラン率の全国平均：30.7％】



セルフプラン率について（令和6年3月末時点）

出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

- セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。今般、**従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載したところ。**各市町村におかれては他市町村の状況も踏まえつつ、**相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただく**とともに、各都道府県におかれては相談支援の体制整備が進んでいない市町村に対して必要な支援をお願いしているところ。

※モニタリングの設定実施期間も同様に見える化

（厚生労働省）：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

（こども家庭庁）：https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

以下の区分で全市町村を掲載

- ・政令指定都市
- ・特別区
- ・中核市
- ・一般市（人口20万人以上）
- ・一般市（人口10万～20万人未満）
- ・一般市（人口5万から10万人未満）
- ・一般市（人口5万人未満）
- ・町村（人口2万人以上）
- ・町村（人口1万～2万人未満）
- ・町村（人口5千～1万人未満）
- ・町村（人口3千～5千人未満）
- ・町村（人口3千人未満）

	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	障害者総合支援法分 (令和6年3月末時点)		児童福祉法分 (令和6年3月末時点)	
				障害福祉サービス等受給者数	セルフプラン率	障害児通所支援受給者数	セルフプラン率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%
	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%
	神奈川県	横浜市	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%
	神奈川県	相模原市	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%
	新潟県	新潟市	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%
	静岡県	静岡市	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%
	静岡県	浜松市	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%
	愛知県	名古屋市	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%
	大阪府	大阪市	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%
	大阪府	堺市	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%
	兵庫県	神戸市	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%
	広島県	広島市	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%
	福岡県	福岡市	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%

セルフプランの取扱い等について

取扱い等

- 特定相談支援事業事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成するいわゆる「セルフプラン」については、障害者総合支援法施行規則において、
 - ・ 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、
 - ・ 障害者又は障害児の保護者がセルフプランの提出を希望する場合に利用が可能。
- セルフプランの取扱い等については、これまで通知等により、自治体及び関係団体等に周知している。

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（通知）（抄）

（6）セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1）セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2）計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。
- 3）セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3）のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3）の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づきが生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

④ 地域における相談支援体制の充実強化

基幹相談支援センターの設置の努力義務化等により、各市町村における相談支援体制の強化に向けた取組は着実に進んでいる一方、都市部に比べ小規模自治体における基幹相談支援センターの設置率が低い等の状況があることから、都道府県による広域的な見地からの助言等の支援を含め、より一層の推進を図る必要性について記載してはどうか。

また、セルフプランについては、市町村別のセルフプラン率等を令和6年度から公表しているところであり、こうした状況も踏まえつつ、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、本人や家族がのぞまないセルフプランの解消に向けて取り組むことについて記載してはどうか。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

障害福祉分野の人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、人材確保を進めるとともに、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、生産性向上によりケアの充実を図る取組を一層推進することが必要であり、基本指針上も一つの項目として柱を立て、記載を充実してはどうか。特に介護テクノロジーの導入促進等、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の負担軽減と直接処遇業務の効率化・質の向上を推進することは重要であり、こうした取組の更なる推進について記載してはどうか。

また、令和7年6月に策定した「省力化投資促進プランー障害福祉ー」において、障害福祉分野の「都道府県ワンストップ窓口」の設置など、生産性向上に関する目標・KPIが設定されたこと等を踏まえ、人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加してはどうか。

2 のぞまないセルフプランの解消について

これまでの対応

- 相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランは、身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合又は障害者や障害児の保護者が希望する場合に利用が認められているものである。
- 相談支援事業所数や利用者数は年々増加している一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きくなっており、まず、令和7年3月から、都道府県ごとに加え、市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見える化を図ったところ。（令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率：計画相談15.8%、障害児相談30.7%）
- 相談支援人材の確保対策としては、以下の取組を実施。
 - ① 令和6年度報酬改定における、計画相談等の基本報酬や各種加算の見直しによる経営状況の改善や、「相談支援員」の創設による人員体制の確保
 - ② 令和6年度補正予算による、法定研修の強化（国研修の拡充、都道府県研修に対する10/10補助）
- また、令和4年の障害者総合支援法の改正における基幹相談支援センターの強化を踏まえ、地域における相談支援の体制整備の再構築を行っているところであるが、基幹相談支援センターの市町村の設置率は、未だ約6割の設置状況（または機能が不十分）であり、令和6年度から令和8年度に向けて、以下の取組等を実施。
 - ① 都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催（令和6年度～令和8年度の実施を予定）
 - ② アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施（〃）

今後の方向性

- 引き続き、各自治体の状況を見える化し、各自治体における地域の状況を自ら分析する取組を促しながら、次期障害福祉計画に改善に向けた取組を記載していくべきではないか。あわせて、相談支援体制の充実強化等も進めつつ、各自治体におけるのぞまないセルフプランの解消の取組を促していくべきではないか。

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等（障害者総合支援法第77条の2）

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。（法第77条の2第2項）
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第3項））
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。（法第77条の2第1項）※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
（身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務）
 - ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
（地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務）
 - ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
（法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務）
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。（法第77条の2第7項）

新

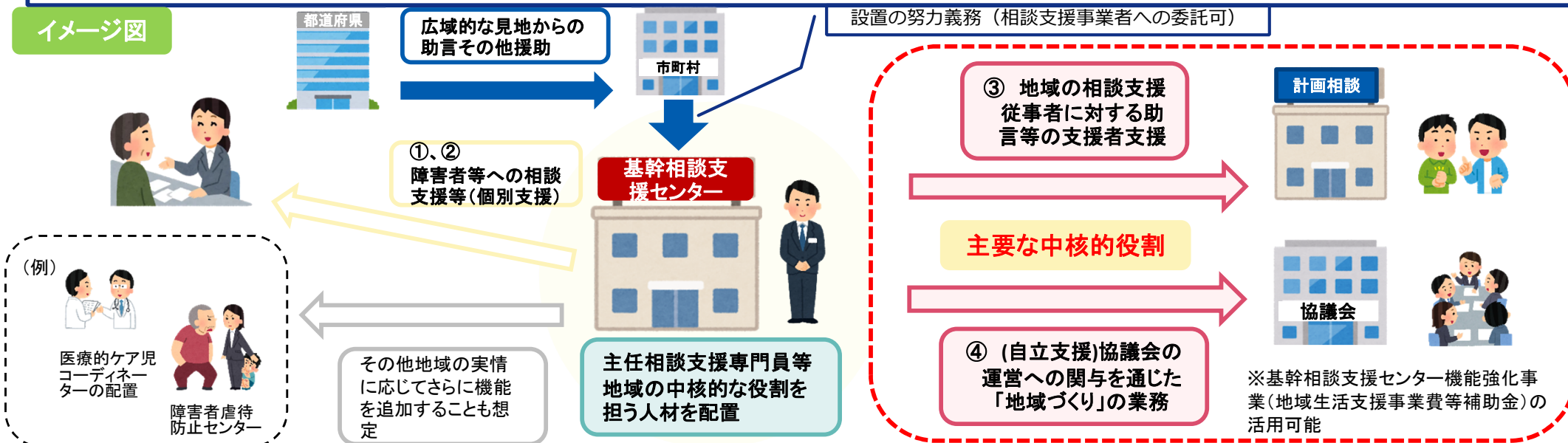
新

新

新

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

支援者支援の目的は、地域の相談支援従事者の人材育成と質の向上を図ること。

- 各地域において「相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組」を行う。
- 具体的には、相談支援体制の強化を目的とし、日常的な支援方針等を検討する場の確保、相談支援従事者が困難事例等に対応できるような後方支援を提供する。事業所の訪問、業務への同行、事例検討などを含む。
- さらに、協議会運営への関与を行い、地域のネットワーク構築・関係機関との連携を支える役割を持つ。協議会の事務局を担い、相談支援事業者との連携を含めた地域における相談支援体制の強化への取組も含まれる。

【目的】



地域の相談支援従事者の人材育成
支援の質の向上

【主な支援内容】



- ・ 支援者への日常的な相談・助言・指導
- ・ 困難事例への後方支援
- ・ モニタリングやセルフプランの検討・検証
- ・ 相談支援事業所の訪問等

【ネットワーク作り】



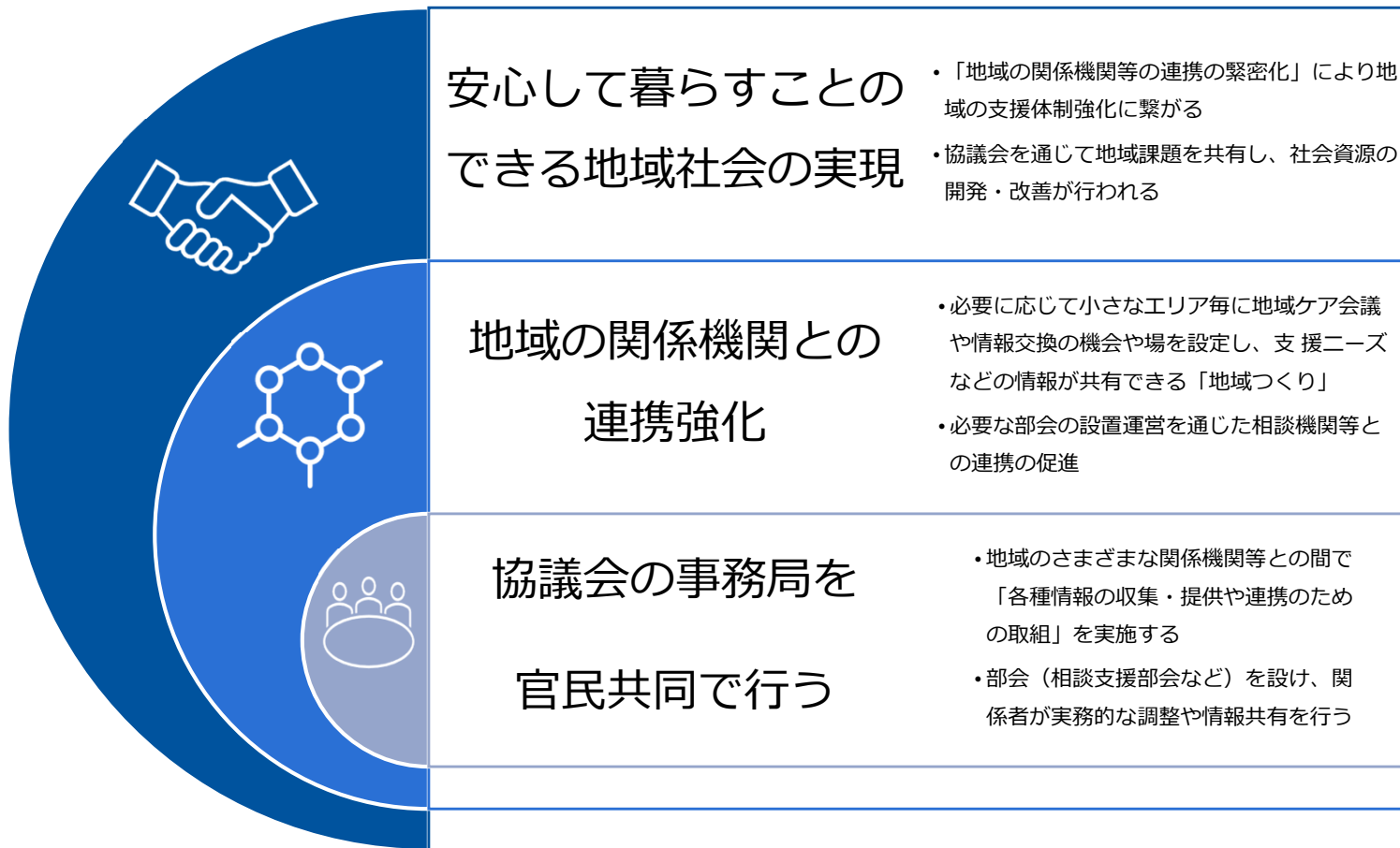
- ・ 相談支援従事者研修の実習受入
- ・ （自立支援）協議会の運営への関与（相談部会等）
- ・ 地域の社会資源の把握と共有

【参考】基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）

研修と実地教育（OJT）が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究（令和5年度厚生労働科学研究：相馬大祐（長野大学））

④（自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

- 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同し協議会の事務局を担当する等、関係機関との緊密化を図る。
- 地域の相談機関との連携強化の取組（各種の相談機関等との連携会議の開催等）を行う。
- 他の地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行う。

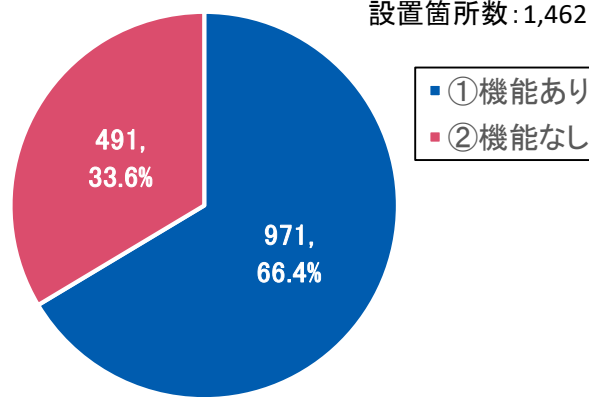


基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

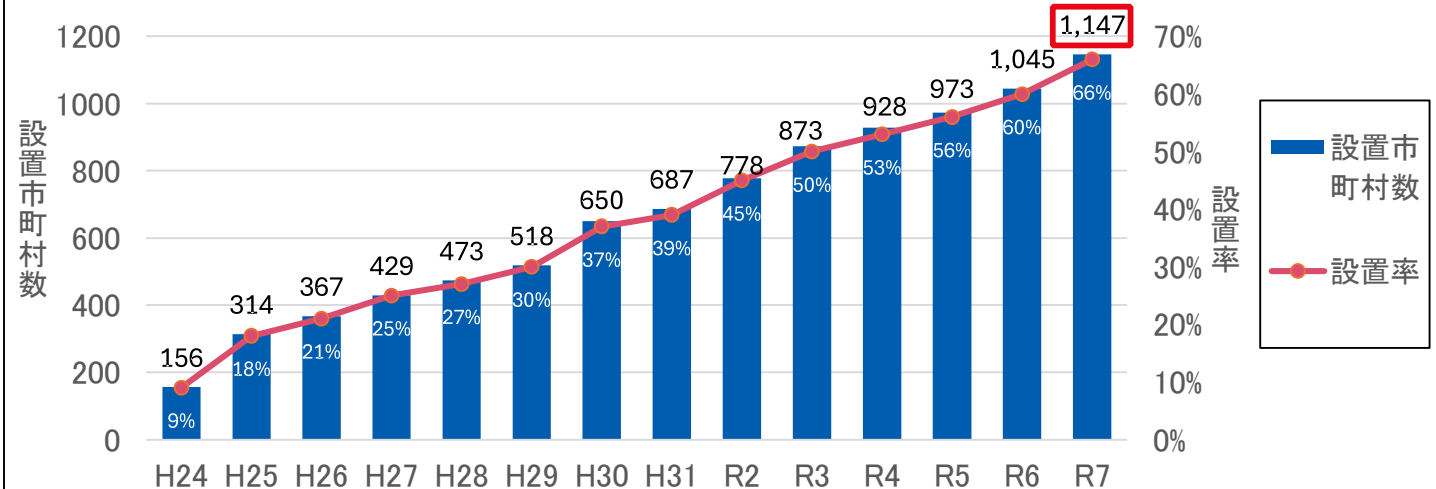
地域生活支援拠点等
(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)

協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)【市町村】【都道府県】

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター



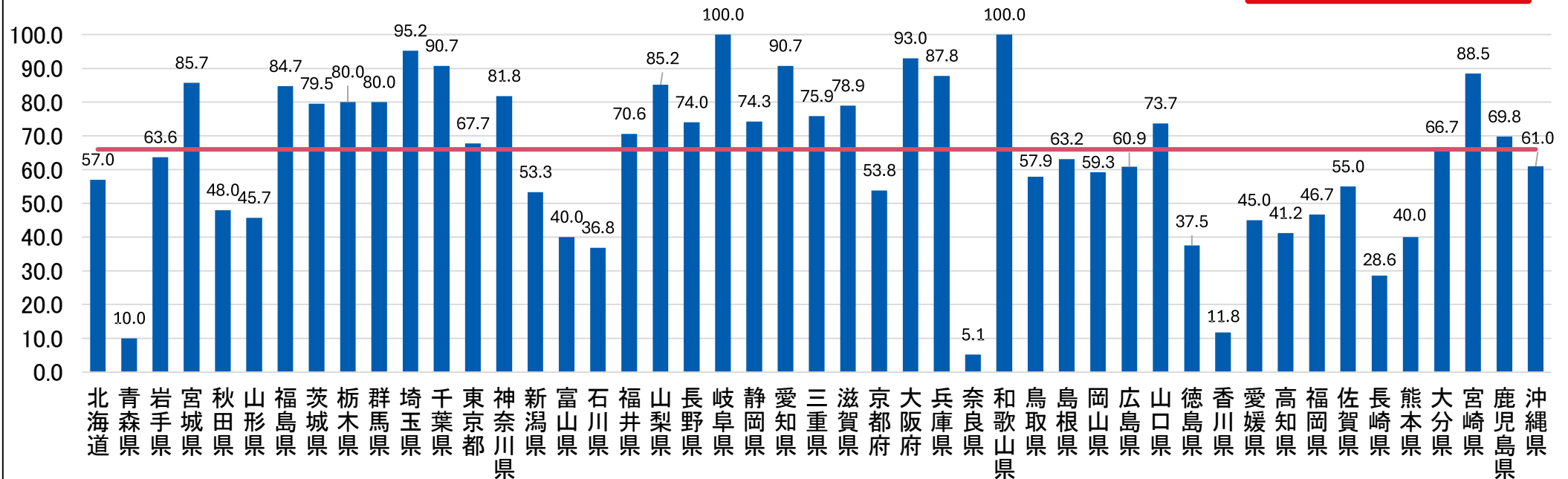
基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



単位：%

基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

【設置率の全国平均：66%】



※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

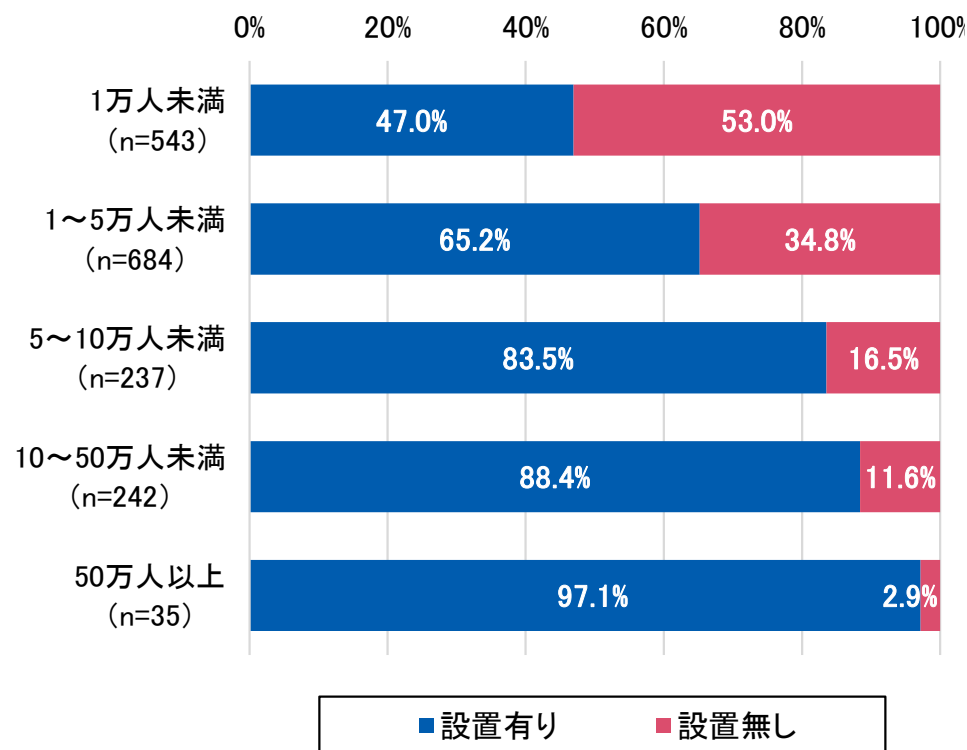
基幹相談支援センターの設置状況等（人口規模別）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和7年調査）

- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- 小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

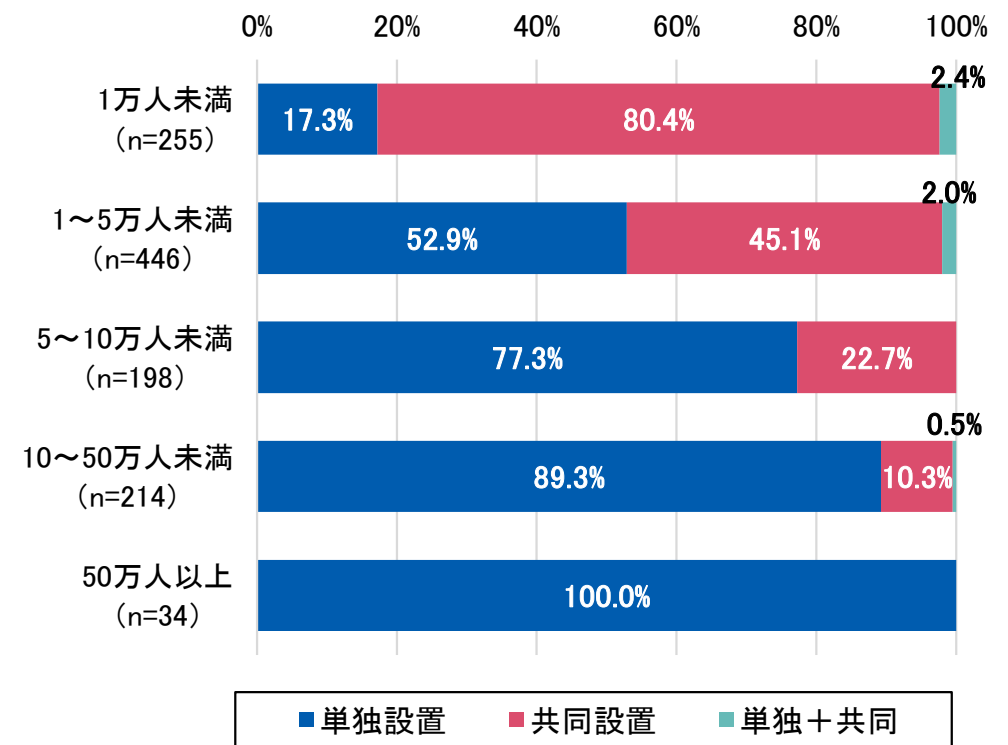
市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）

（市町村数＝1,741）



基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）

（実施市町村数＝1,147）



※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

④ 地域における相談支援体制の充実強化

基幹相談支援センターの設置の努力義務化等により、各市町村における相談支援体制の強化に向けた取組は着実に進んでいる一方、都市部に比べ小規模自治体における基幹相談支援センターの設置率が低い等の状況があることから、都道府県による広域的な見地からの助言等の支援を含め、より一層の推進を図る必要性について記載してはどうか。

また、セルフプランについては、市町村別のセルフプラン率等を令和6年度から公表しているところであり、こうした状況も踏まえつつ、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、本人や家族がのぞまないセルフプランの解消に向けて取り組むことについて記載してはどうか。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

障害福祉分野の人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、人材確保を進めるとともに、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、生産性向上によりケアの充実を図る取組を一層推進することが必要であり、基本指針上も一つの項目として柱を立て、記載を充実してはどうか。特に介護テクノロジーの導入促進等、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の負担軽減と直接処遇業務の効率化・質の向上を推進することは重要であり、こうした取組の更なる推進について記載してはどうか。

また、令和7年6月に策定した「省力化投資促進プランー障害福祉ー」において、障害福祉分野の「都道府県ワンストップ窓口」の設置など、生産性向上に関する目標・KPIが設定されたこと等を踏まえ、人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加してはどうか。

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億の内数（501億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

令和5年度以前	令和6年度以降（令和6年度は経過措置あり）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営費（基礎部分）に係る取組の推進について

概要

- 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について、**近年の障害者相談支援事業の相談支援件数の増加や、基幹相談支援センターの市町村の設置の努力義務化による相談支援体制の機能強化に伴い、今後一層の設置数及び相談支援件数の増加が見込まれることから、令和7年度において、市町村障害者生活支援事業費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり20,758千円が計上されている。（令和6年度より5,863千円増額）**
- 各市町村におかれては、こうした直近の状況を十分に踏まえながら、必要な事業費の確保に努めていただくとともに、地域における相談支援体制の充実強化に向けた動きを一層加速していただくよう、お願いしたい。

「市町村障害者生活支援事業費」について

令和6年度	令和7年度
14,895,000円	20,758,000円（対前年比 +5,863,000円（+約39%））

- ※1 標準団体の行政規模は、「人口」100,000人と想定。
- ※2 障害者相談支援事業と基幹相談支援センター運営費（基礎部分）は、「市町村障害者生活支援事業費」に計上。
- ※3 基幹相談支援センター運営費（機能強化部分）は、本事業費ではなく「基幹相談支援センター機能強化補助金」の対象。

【参考】相談支援事業所における従事者の賃金（令和6年9月）

◇主任相談支援専門員：435,140円（月額）×12月＝**5,221,680円**

◇相談支援専門員：364,950円（月額）×12月＝**4,379,400円**

出典：令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（第140表）

4

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
- 4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化**
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項、まとめ

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) * 複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者
等

○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援

- ・医療機関からの地域移行
- ・入所施設からの地域移行
- ・親元からの自立 等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

次期計画(第8期障害福祉計画)の指針策定は、どのような点を見直しのポイントとすべきか。例えば、以下の点を見直しのポイントと考えて、検討を行うこととしてはどうか。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する検討会」のこれまでの議論のまとめ(令和7年9月24日)において、障害者支援施設に求められる役割・機能やあるべき姿が整理されるとともに、引き続き、地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値を設定することが必要とされた。これを踏まえ、引き続き地域移行に関する成果目標を設けるとともに、障害福祉データベース等も活用しながら、地域移行する者の見込み数、障害者やその家族等の支援ニーズ、地域資源などを十分に把握することにより、必要なサービス量を見込むことについて盛り込んではどうか。

また、**障害者が希望する地域生活の支援のため、意思決定支援や地域生活支援拠点等の機能の更なる強化や、多様なニーズに対応できる専門性を備えるグループホーム等の整備、自立生活援助等の利用促進、専門人材の確保・育成など、地域の支援体制を確保する重要性について記載してはどうか。**

加えて、障害者支援施設の整備に対する国庫補助については、同検討会のまとめにおいて、その対象を基本指針の目標と整合した障害福祉計画に基づく整備に限るなど、限られた予算の中で重点化を図る必要があるとされたことも踏まえ、こうしたことを念頭に計画を作成する必要性について記載してはどうか。

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

「地域生活支援拠点等の整備促進について (平成29年7月7日 障障発0707第1号)」	総合支援法等の一部改正 (令和4年法律第104号) 令和6年4月1日施行 第77条の3	「地域生活支援拠点等の整備の推進 及び機能強化について(令和6年3月29日 障障発 第0329第1号)」
相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業	相談 ・ 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能		緊急時の受け入れ・対応 ・ 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業	体験の機会・場 ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能 ・ 地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備
専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	専門的人材の確保・養成等 ・ 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成
地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能		・ その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

【令和6年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位／月

* 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

（２）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（３）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（**都道府県で実施する研修等の活用も含む**）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

地域生活支援拠点等機能強化加算について

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

- ① 「計画相談支援及び障害児相談支援（**機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。**）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談
支援

障害児
相談支援

地域移行
支援

地域定着
支援

自立生活
援助

- ・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保している

* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「**拠点機能強化サービス**」とする。

- ② 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化
サービス



拠点コーディネーターが
常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等
として位置づけている

- * 上記3点の要件を満たしている事業所を「**拠点機能強化事業所**」と称する。
- * 拠点機能強化事業所は、「**地域生活支援拠点等機能強化加算**」を算定することができる。

- ③ 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを1名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

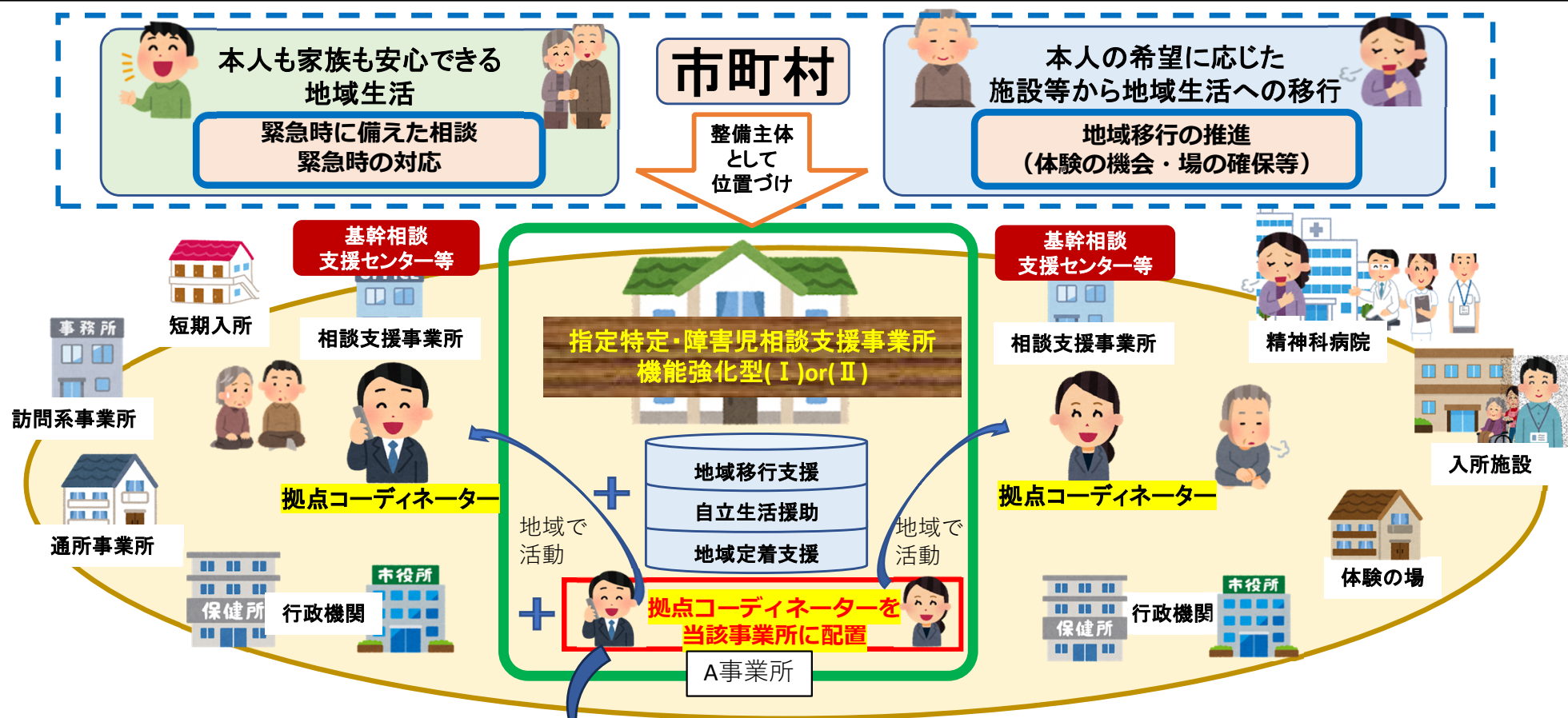


拠点コーディネーターを2名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

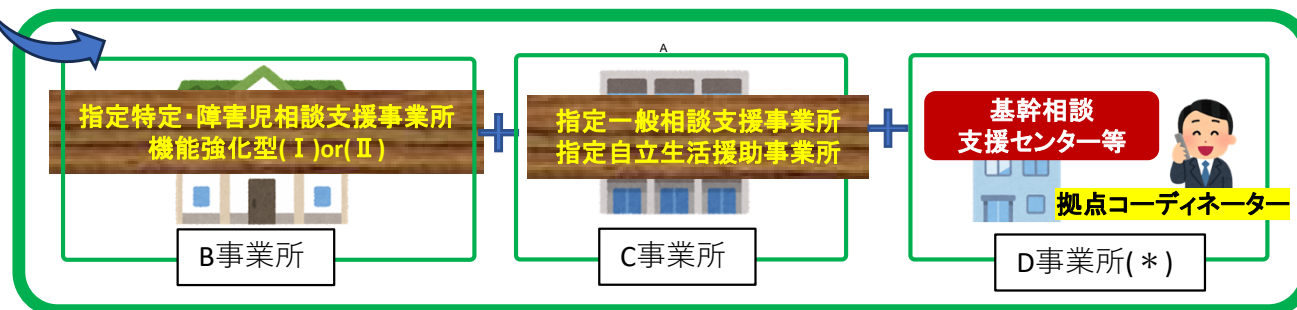
- * 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネート機能にも活用でできる。

拠点コーディネーターの配置（イメージ）

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

「平時」及び「緊急時」について

地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究
(令和6-7年度 厚生労働科学研究 研究代表者 曽根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院)

* 令和6年度総括研究報告書より一部抜粋し、曽根先生に確認して一部文言を加筆修正しています。

「平時」の定義

○ 平時の基本的な考え方

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、支援の準備や予防的な取り組みを行う重要な期間。緊急時に備え、支援体制や関係性を整えることが主な目的となる期間。

平時は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ための重要な時間であり、緊急時の支援を支える土台となる。

「緊急時」の定義

○ 緊急時の基本的な定義

行政として明確な定義は設けていないが、「一人で家で過ごせない状態」が緊急と判断される基準。日常生活が維持できない、または生命・安全に関わる状況が該当。

○ 対応体制と準備

地域定着支援の対象者をリスト化する等し、アセスメント情報を台帳で管理。緊急ショートステイの空床確保や、24時間相談体制の整備。緊急事態（災害時）の個別支援計画の策定と、相談支援専門員による事前準備の促進。

「緊急時」は単なる突発的な出来事だけでなく、支援の欠如や生活基盤の崩壊が予見される状態も含まれる。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

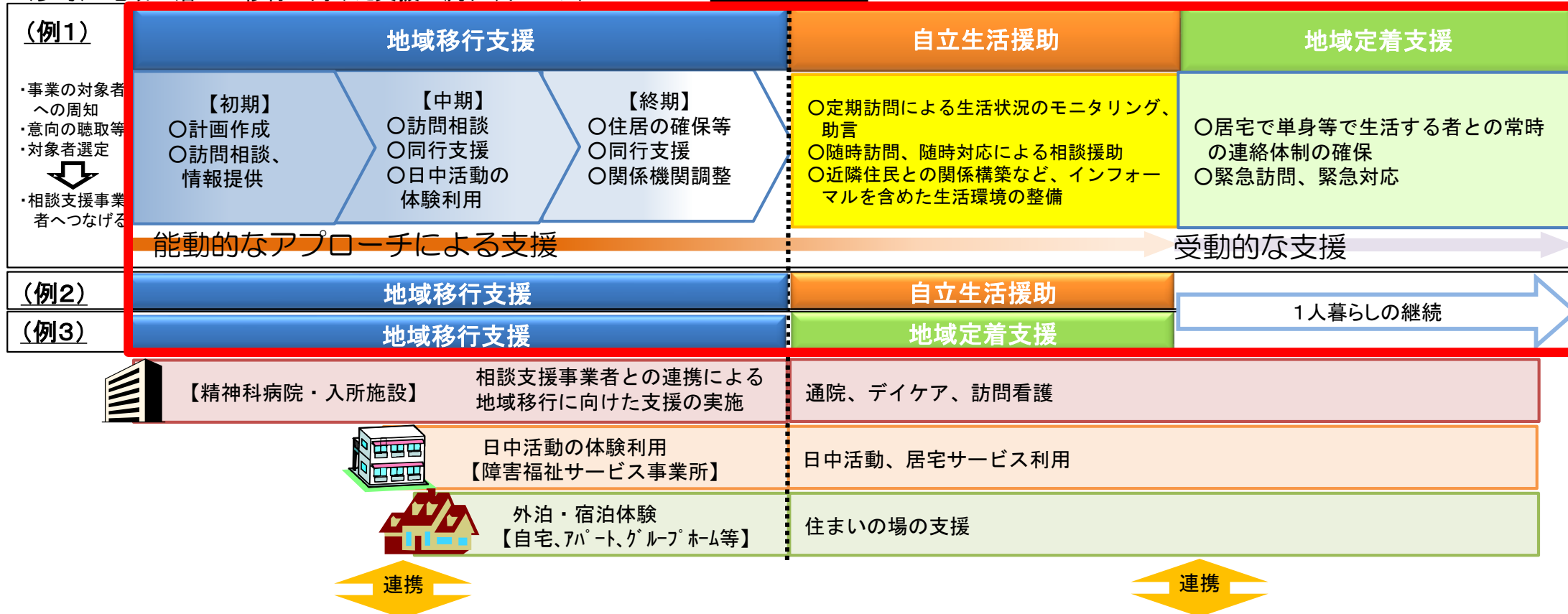
障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

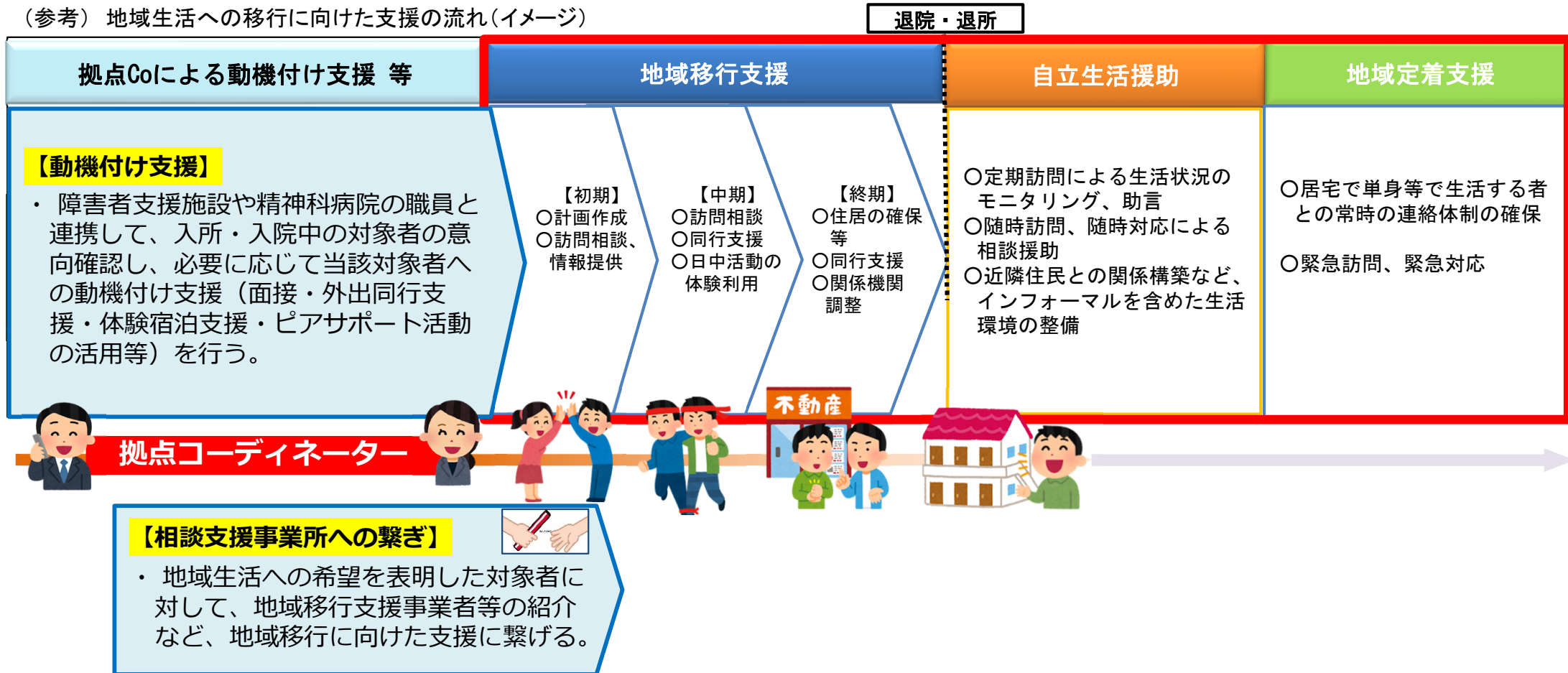


自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

地域移行に係る拠点コーディネーターの役割(例)

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



【障害者支援施設や精神科病院等との連携体制の構築】

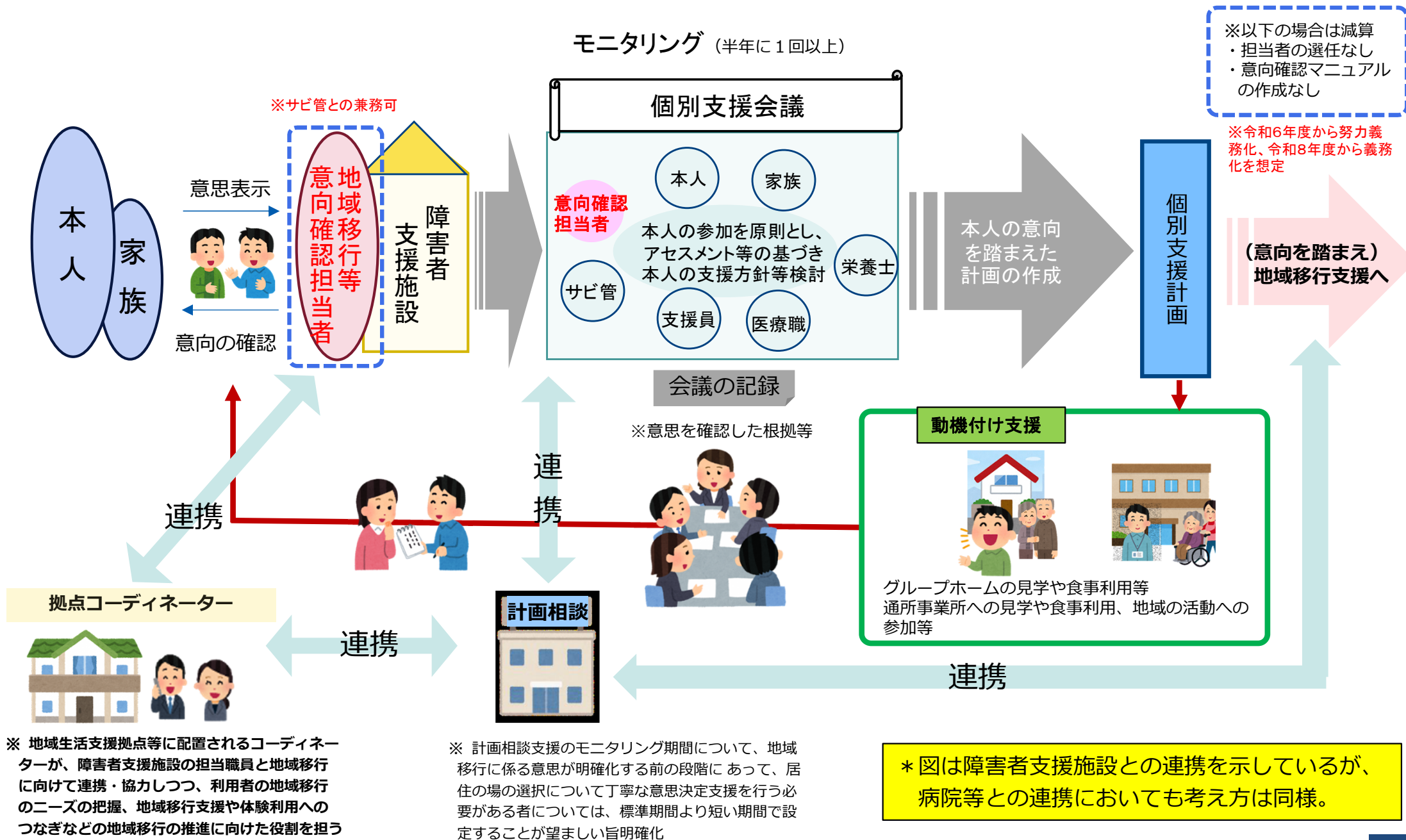
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。



(自立支援) 協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場 等



障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供（イメージ図）



実際の拠点コーディネーターの業務例等について

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。
- 地域生活支援拠点等の整備はこれから、地域生活支援拠点等は整備したが拠点コーディネーターは配置なし、という自治体の方々は、コーディネーターが実際にどのような業務を行っているのか、また自治体と事業所でどのようなことを実際に話し合ったのか、といったことについてイメージする一助に。
- 地域生活支援拠点等は整備済み、コーディネーターは配置しているが地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置はこれから、という自治体の方々は、自治体と事業者でどのような話し合いをしたり、拠点コーディネーターがどのような役割を担っているかイメージし、これからの検討の一助に。
- 地域生活支援拠点等は整備済み、拠点コーディネーターも配置済みの自治体の方々は、この先の拠点コーディネーターの配置人数や他自治体の拠点コーディネーターの業務を参考にする一助に。

といったことに活用いただけたらと思います。

地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置について、自治体と事業所の協議内容例①

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【A市：（これまで）地域生活支援拠点等・整備済み、コーディネーター・配置なし】

- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定検討段階において地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置することを協議し、令和8年度に配置する計画を立案していた。令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において拠点コーディネーターが配置できることになったことを受けて、2名配置することを市役所と協議した。
- コーディネーターを2名配置することになった背景としては、地域移行支援・定着支援を中心に担う者と地域生活の安心の確保を中心に担う者をそれぞれ配置する必要性があったため。
- 拠点コーディネーターは基幹相談支援センターの業務と親和性が高いこと及び地域の専門職としての活動が期待されていたことから、市役所と協議して障害者基幹相談支援センターの執務室内に席を設けてもらった。

< 実際に行った自治体との協議内容等の手順 >

1. A市における地域生活支援拠点の現状について共有（令和3年の推進事業の評価シートを活用）
2. 障発第0329第1号（令和6年3月29日発出）及び障発0329第8号（令和6年3月29日発出）を行政と一緒に読み合わせを実施
3. 配置するコーディネーターの役割と力量に関する意見のすり合わせ
4. 配置する場所の協議（地域のために活動してもらうことから所属先の事業所から離れて基幹に席を設けることの有効性等を協議）
5. 他の自治体の取組み例の共有

*** 現状の共通認識 ➡ 制度の共通理解 ➡ ヒト・モノ・カネの協議（この際に他自治体の例があると説得力が増す）について擦り合わせる事が大事だと思い協議した。**

地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置について、自治体と事業所の協議内容例②

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【B市：（これまで）地域生活支援拠点等・整備済み、コーディネーター・基幹相談支援センターの業務として実施】

- これまで基幹相談支援センターの業務の一環として地域生活支援拠点等に係る業務も行ってきたが、業務も多岐に渡る中、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定による地域生活支援拠点等機能強化加算もあり、改めて地域生活支援拠点等の機能と拠点コーディネーターの役割を明確にするために市と協議。

＜自治体と基幹相談支援センターとで協議した内容＞

- ・ 基幹相談支援センターは相談支援体制と協議会の運営という重要な役割がある。
- ・ 相談支援体制整備は行政と基幹相談支援センターで、障害福祉サービス事業の体制整備は行政と拠点コーディネーターと整理。
- ・ 相談支援の人材育成は、基幹相談支援センターの設置等により以前から取り組みが進んできていた。一方で、障害福祉サービス事業の人材育成や質の向上は各事業所にお任せしている状況だった。これまでは必要に応じて、基幹相談支援センターが本格的とは言えないまでもやってきたが、これからは拠点コーディネーターが人材育成や質の向上に関して取り組んでいく役割を担うこととした。
- ・ 拠点コーディネーターの積み上げた活動と必要性を行政とも確認し、来年度はもう一人追加予定。

拠点コーディネーターの業務例①

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【A市：拠点コーディネーター2名】

○ 地域移行支援・定着支援を中心に担う担当者

委託相談支援事業所と協力して精神科病院や入所施設等への働きかけ。

○ 地域生活の安心の確保を中心に担う担当者

市役所や委託相談支援事業所、相談支援事業所、サービス提供事業所、親の会等への働きかけを行い、サービスにつながっていない方やサービスにつながっていても親の支援なき後の生活に不安を抱える事例の把握と緊急時に備えた支援体制の構築。

- 両名が協力して行う業務として、相談支援、専門人材の育成、地域の体制づくりと整理した。

【C市：拠点コーディネーター1名】

○ 拠点コーディネーターの業務と役割

- ① 地域の連携体制の構築に係る業務
- ② 障害福祉サービス等を利用していない対象者（児）への支援に係る業務
- ③ 障害福祉サービス等の利用者（児）への個別支援に係る業務
- ④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者（児）への支援に係る業務

○ 市と連動した取組

- ・ 緊急一時保護に関する基幹相談支援センターと連携した受入対応（加算切替前に引き続き）
- ・ 障害者支援施設の地域生活移行等意向確認担当者との連携をスムーズにするため、市知的障害施設連絡協議会や自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、制度の説明及び拠点コーディネーターの紹介を実施
- ・ 障害者支援施設の地域連携推進会議に「福祉に知見のある人（選定任意）」として参加可能であることをメールにて案内
- ・ 障害者支援施設等に地域生活移行のイメージを持ってもらえるように、施設入所からグループホームへの移行、グループホームから単身生活への移行等の事例を収集
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る行政・医療機関等との会議に参加

拠点コーディネーターの業務例②-1

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【B市：拠点コーディネーター1名】

○ 緊急時に備えた相談・緊急時の対応

【予防】

- ・ 連絡担当者の人材育成 → 事業所連絡会
- ・ 連絡担当者との連携の仕組み → 事業所連絡会
- ・ 相談支援事業所との連携の仕組み → モニタリング結果の検証等で基幹相談支援センターとの協働
- ・ 緊急時災害時支援計画の促進（緊急の備えを考える） → 基幹相談支援センターとの協働

【対応】

- ・ 緊急時対応の相談員へのフォローアップ → 基幹相談支援センターとの協働

【分析】

- ・ 市内の緊急対応（地域定着の緊急対応も含む）の報告を集約して傾向の分析と対策

○ 地域移行の推進

【体験の機会・場の確保】

- ・ 宿泊体験の事業所と利用数を拡充→事業所・当事者家族への啓発
- ・ 地域移行・定着→病院・施設への啓発（アンケート等）
 - 地域移行検討会と協働→対象者に対する意思表示支援・情報保障（訪問）
 - 地域移行検討会との共催→指定一般事業所への紹介等
 - 地域移行検討会との共催

* これまで基幹相談支援センターの委託が2名、地域生活支援拠点等の委託が0名だったが、基幹2名、拠点1名となり、地域移行に係る業務や障害福祉サービス事業所へのアプローチを拠点コーディネーターが行うことで、基幹相談支援センターは相談支援事業所への支援者支援やモニタリング検証といった業務について、これまで以上に注力できるようになった。

拠点コーディネーターの業務例②-2

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【B市：拠点コーディネーター1名】

○ 拠点コーディネーターとしての活動の効果

- ・ 市内の障害福祉サービス事業所を一軒一軒回って、事業への協力（連絡担当者の設置など）のお願いと事業所のアセスメントを実施。それぞれの事業所の考えていることや困っていることを把握し、協議会で共有して検討できるようになった（今後も継続的に実施予定）。
- ・ 特にグループホームやショートステイの事業所とは緊急時の受け入れや事前準備についての理解や意見交換が出来たことは大きな収穫だった。
- ・ 緊急時の対応については、障害福祉サービスを利用している方は、担当の相談支援専門員との連携が欠かせないので、相談支援専門員が緊急対応したケースの報告を毎月してもらい、今後の対策の検討に活用している。

→ これらの拠点コーディネーターの積み上げた活動と必要性を市とも確認し、来年度はもう一人追加予定。

○ 2名に増員後の拠点コーディネーターの業務・役割等について

拠点コーディネーター2名は、明確に対象者でわけることとはせず、これまでの大人の支援と地域移行支援を得意分野としているコーディネーターに、こどもの分野を得意としてネットワークもある職員を追加予定。

互いの得意分野に頼れることも強みになると考えている。

地域生活支援拠点等機能強化加算の活用による人件費について

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

	地域生活支援拠点等機能強化加算の活用前		地域生活支援拠点等機能強化加算の活用後		
A市	コーディネーター人数	0名	コーディネーター人数	2名	
	自治体の地域生活支援拠点等に係る予算額（地域生活支援事業等の活用）	0万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算の負担額/年	約300万円 見込み	
	内、コーディネーター人件費相当分	—	内、拠点コーディネーター人件費相当分		
B市	コーディネーター人数	0名	コーディネーター人数	1名	来年度予定 2名
	自治体の地域生活支援拠点等に係る予算額（地域生活支援事業等の活用）	0万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算の負担額/年	約150万円 見込み	約300万円 見込み
	内、コーディネーター人件費相当分	—	内、拠点コーディネーター人件費相当分		
C市	コーディネーター人数	1名	コーディネーター人数	1名	
	自治体の地域生活支援拠点等に係る予算額（地域生活支援事業等の活用）	約1,500万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算の負担額/年 + 地域生活支援事業予算額	約1,080万円	
	内、コーディネーター人件費相当分	約500万円	内、拠点コーディネーター人件費相当分	約150万円 見込み	
D圏域 5市町・ 複数法人 で共同整備	コーディネーター人数	1名	コーディネーター人数	2名	
	自治体の地域生活支援拠点等に係る予算額（地域生活支援事業等の活用）	約1,000万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算の負担額/年 + 地域生活支援事業予算額	約430万円	
	内、コーディネーター人件費相当分	約650万円	内、拠点コーディネーター人件費相当分	約300万円 見込み	

* 地域生活支援拠点等機能強化加算が活用した拠点コーディネーター1名につき、事業所に600万円/年の給付費が入る見込みで計算。

拠点コーディネーターが2名の場合は600万円×2＝1,200万円/年の給付費が入る見込みで計算。

* 自治体の給付費の負担額は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4により、600万円×1/4＝150万円で算出。地域区分は計算に入れていない。

* 地域生活支援事業・・・「地域移行のための安心生活支援（～R5）」もしくは、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（R6～）」
地域生活支援拠点等機能強化加算を活用後は、拠点コーディネーターの人件費には活用できないので、それ以外の事業の予算額を示している。

地域移行・自立生活援助・地域定着の活用状況

< 指定事業所(実数)と算定事業所(実数) >

地域移行支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,434	647	14.59%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域移行支援事業所は4,434事業所である。
内、令和6年度1年間で一度でも地域移行支援の利用者が存在した事業所の実数は、647事業所である。

地域定着支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,283	636	14.85%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域定着支援事業所は4,283事業所である。
内、令和6年度1年間で一度でも地域定着支援の利用者が存在した事業所の実数は、636事業所である。

自立生活援助			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	570	352	61.75%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた自立生活援助事業所は570事業所である。
内、令和6年度1年間で一度でも自立生活援助の利用者が存在した事業所の実数は、352事業所である。

	地域移行支援				地域定着支援				自立生活援助		
	実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合		実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合		実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合
合計	4,434	647	14.59%		4,283	636	14.85%		570	352	61.75%
北海道	257	24	9.34%		255	29	11.37%		31	19	61.29%
青森県	79	12	15.19%		79	8	10.13%		3	2	66.67%
岩手県	54	4	7.41%		54	2	3.70%		11	10	90.91%
宮城県	61	4	6.56%		63	6	9.52%		4	2	50.00%
秋田県	59	1	1.69%		59	7	11.86%		2	1	50.00%
山形県	43	5	11.63%		39	7	17.95%		2	2	100.00%
福島県	48	3	6.25%		43	3	6.98%		5	4	80.00%
茨城県	58	3	5.17%		56	4	7.14%		4	3	75.00%
栃木県	67	6	8.96%		67	5	7.46%		5	0	0.00%
群馬県	50	3	6.00%		47	6	12.77%		6	2	33.33%
埼玉県	124	24	19.35%		120	20	16.67%		30	17	56.67%
千葉県	167	35	20.96%		161	25	15.53%		34	19	55.88%
東京都	241	71	29.46%		211	50	23.70%		85	57	67.06%
神奈川県	220	26	11.82%		179	14	7.82%		59	33	55.93%
新潟県	80	13	16.25%		80	17	21.25%		11	7	63.64%
富山県	42	5	11.90%		40	11	27.50%		3	2	66.67%
石川県	72	14	19.44%		72	16	22.22%		11	4	36.36%
福井県	26	1	3.85%		23	4	17.39%		1	1	100.00%
山梨県	31	8	25.81%		29	7	24.14%		10	7	70.00%
長野県	80	18	22.50%		81	24	29.63%		18	13	72.22%
岐阜県	35	3	8.57%		35	1	2.86%		1	1	100.00%
静岡県	73	16	21.92%		67	17	25.37%		10	6	60.00%
愛知県	293	92	31.40%		293	32	10.92%		17	14	82.35%
三重県	25	6	24.00%		22	3	13.64%		3	1	33.33%

	地域移行支援				地域定着支援				自立生活援助		
	実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合		実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合		実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合
滋賀県	25	5	20.00%		25	3	12.00%		8	3	37.50%
京都府	101	7	6.93%		102	10	9.80%		4	3	75.00%
大阪府	591	46	7.78%		586	113	19.28%		38	19	50.00%
兵庫県	180	38	21.11%		173	30	17.34%		26	18	69.23%
奈良県	106	4	3.77%		101	1	0.99%		2	2	100.00%
和歌山県	52	11	21.15%		52	11	21.15%		7	5	71.43%
鳥取県	18	6	33.33%		17	2	11.76%		5	5	100.00%
島根県	62	6	9.68%		60	24	40.00%		8	4	50.00%
岡山県	90	19	21.11%		90	31	34.44%		10	7	70.00%
広島県	119	4	3.36%		116	14	12.07%		4	4	100.00%
山口県	48	2	4.17%		45	4	8.89%		3	2	66.67%
徳島県	33	5	15.15%		32	3	9.38%		4	2	50.00%
香川県	33	2	6.06%		33	0	0.00%		2	0	0.00%
愛媛県	58	11	18.97%		58	9	15.52%		4	3	75.00%
高知県	44	4	9.09%		44	2	4.55%		2	2	100.00%
福岡県	178	24	13.48%		171	16	9.36%		23	13	56.52%
佐賀県	16	6	37.50%		16	2	12.50%		3	2	66.67%
長崎県	58	6	10.34%		55	7	12.73%		6	3	50.00%
熊本県	67	9	13.43%		65	3	4.62%		6	3	50.00%
大分県	67	10	14.93%		67	13	19.40%		13	8	61.54%
宮崎県	78	9	11.54%		78	13	16.67%		10	7	70.00%
鹿児島県	68	12	17.65%		67	7	10.45%		9	7	77.78%
沖縄県	57	4	7.02%		55	0	0.00%		7	3	42.86%

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,613単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	3,157単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅲ）	2,422単位／月

（Ⅰ）の算定要件

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ② 前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③ 障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

（Ⅱ）の算定要件

- ① 上記①及び③を満たしていること。
- ② 前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位／日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位／日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位／月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月	

○ 事業所数

348（国保連令和 7 年 4 月実績）

○ 利用者数

755（国保連令和 7 年 4 月実績）

○対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者

○サービス内容

■ 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

○主な人員配置

■ サービス管理責任者
・常勤専従である場合 60:1以上 ・常勤以外の場合 30:1以上
■ 地域生活支援員1以上（25:1が標準）
・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。
・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務可能。

○報酬単価（令和6年4月～）

■基本報酬

自立生活援助サービス費（Ⅰ） 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等 又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情 により単身での生活を開始した日から1年以内の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,566単位] ・地域生活支援員30:1以上 [1,095単位]	自立生活援助サービス費（Ⅱ） （Ⅰ）以外の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,172単位] ・地域生活支援員30:1以上 [821単位]	自立生活援助サービス費（Ⅲ） （Ⅰ）（Ⅱ）以外の場合 利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ 電話装置等の活用による支援をそれぞれ1 月に1日以上行った場合 [700単位]
--	---	---

■主な加算

ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月	集中支援加算 自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定している 場合に限り、1月に6回以上、利用者の居宅を訪 問することにより、自立生活援助を行った場合 500単位／月	同行支援加算 月2回まで 500単位／月 月3回 750単位／月 月4回以上 ,1,000単位／月
緊急時支援加算（Ⅰ） ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位／日 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに 利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位／日	日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が 日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科 病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回	居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築 し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有し た場合 35単位／月 地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に 係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回
緊急時支援加算（Ⅱ） 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話によ る相談援助を行った場合 , 94単位／日		

○事業所数

283（国保連令和 7 年 4月実績）

○利用者数

1,249（国保連令和 7 年 4月実績）

○対象者

- 以下の者のうち、居宅において地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - 単身で生活する障害者
 - 同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある障害者
 - 同居している家族等に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている障害者
 - ※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（令和6年4月～）

■基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	315単位／月（毎月算定）
	緊急時支援費（Ⅰ）	734単位／日（緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定）
	※地域生活支援拠点等の場合	+50単位／日
	緊急時支援費（Ⅱ）	98単位／日（緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定）

■主な加算

日常生活支援情報提供加算

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合

100単位／回

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合

100単位／月

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合

35単位／月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合

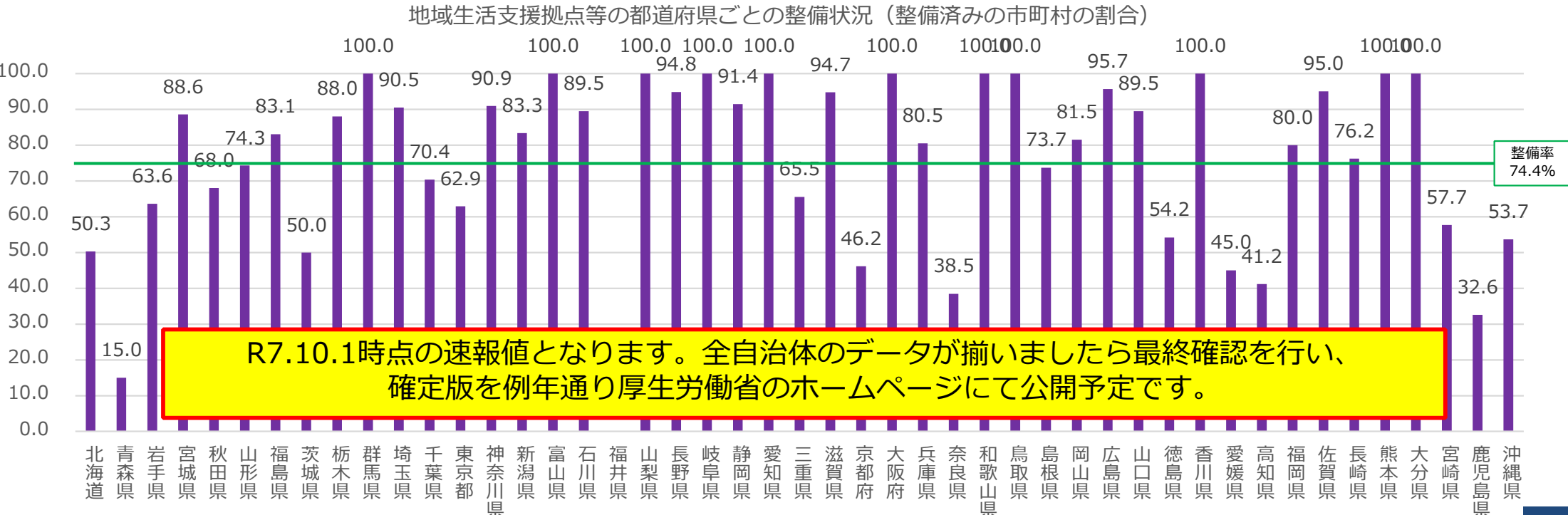
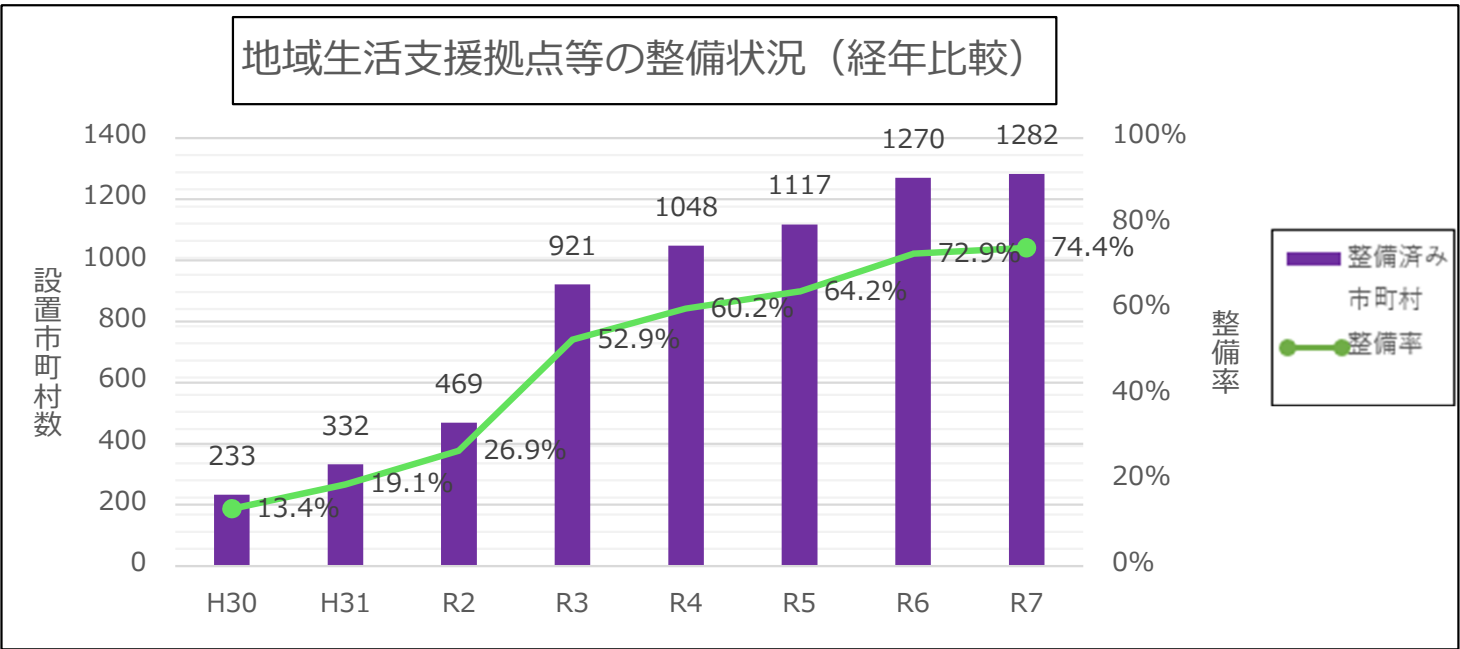
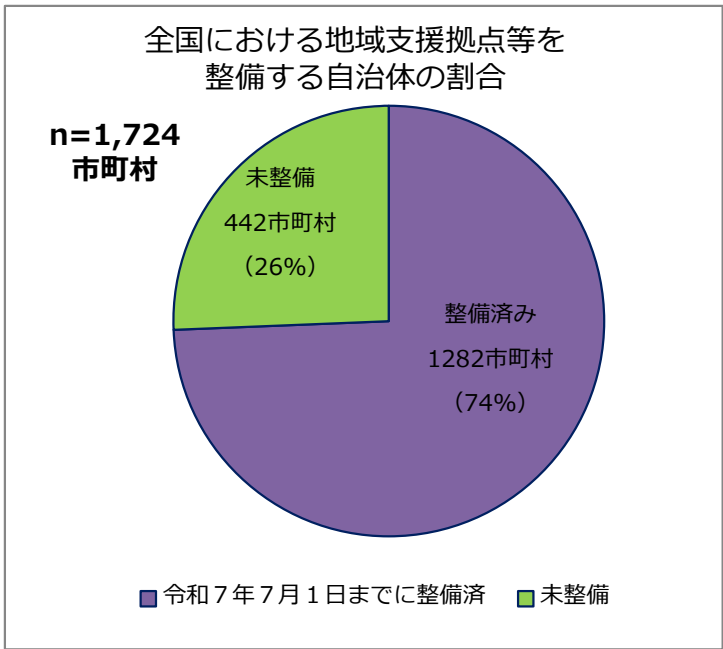
500単位／回

○事業所数

546（国保連令和 7 年 4月実績）

○利用者数

4,562（国保連令和 7 年 4月実績）



※整備率（割合）は、令和7年10月1日時点で回答未回収である県の市町村数を全国市町村数1,741から除いた数（1,724）を全数として算出したもの。

68

5

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組**
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項、まとめ

目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

業務内容

都道府県



- 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

- (ア) 地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術的指導
- (ウ) 協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等
(地域における専門的システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む)
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
(基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む)
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- (カ) 都道府県が設置する協議会（以下、「都道府県協議会」という。）の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施
(例：都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務)



広域・複数
圏域にまた
がる体制整
備等

基幹相談支援
センター



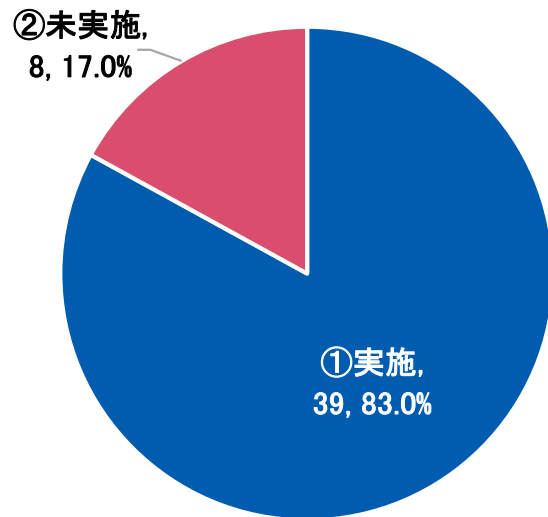
留意事項

- (ア) 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- (イ) 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

【都道府県相談支援体制整備事業】

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

（都道府県数＝47）



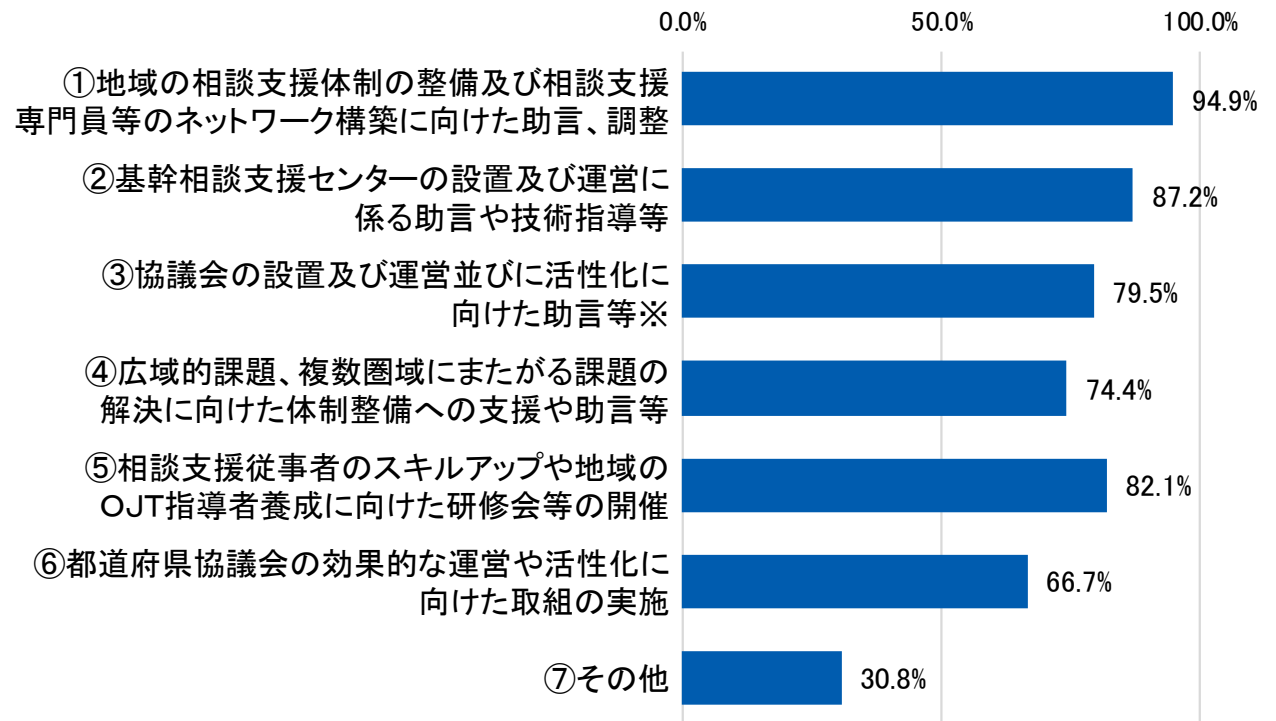
○上図のとおり、39の都道府県において実施している

○右図のとおり、相談支援体制の整備等に向けた助言、調整や基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術指導等を実施している

○留意事項：都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

都道府県相談支援体制整備事業の具体的な業務内容

（実施都道府県数＝39、複数回答）



※地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和7年調査）

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

地域生活支援事業（促進事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援費等事業費補助金（地域生活支援促進事業）32百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

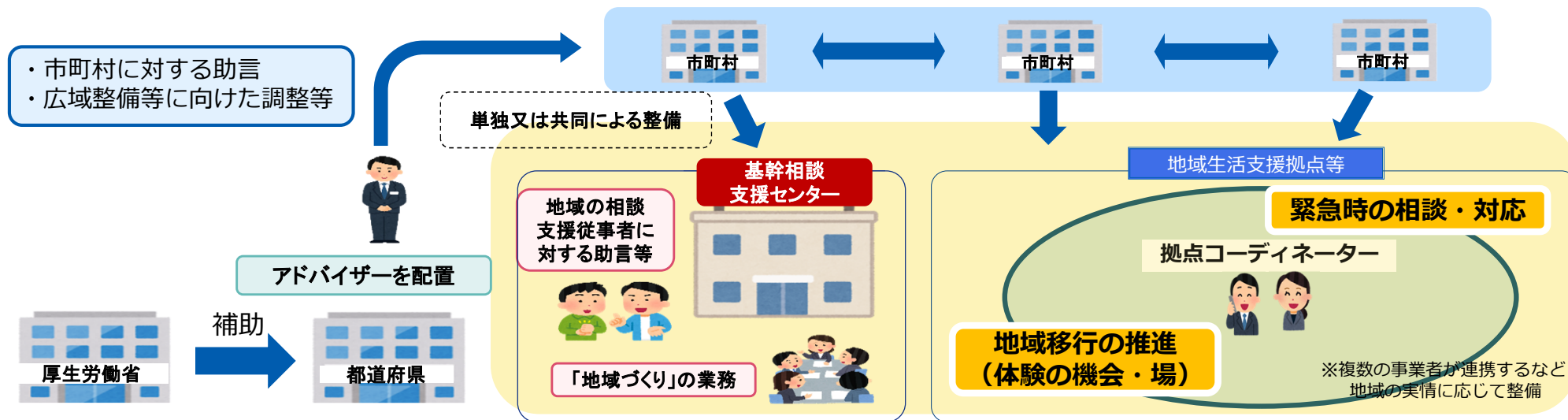
※令和7年度は、福島県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、島根県、高知県、沖縄県が本事業を活用予定

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は6割程度にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定（各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度）



3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業

(アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業) (令和6年度の取組)

事業の進め方

国と都道府県及び都道府県担当者間の情報共有の場として、9月と翌年2月の計2回意見交換会を開催。

また、12月時点の各都道府県の取組状況について中間報告書や最終報告書を提出いただき、他の都道府県の参考となるよう、それらをHPに掲載し横展開した。掲載先(厚労省HP): [001480215.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujiku/seisaku/seisaku_001480215.pdf) ※P159以降

基幹相談支援センター

地域生活支援拠点等

東京都

- ・区市町村の状況調査(設置状況など)の実施
 - ・アドバイザー派遣及び研修会等を開催
- ➡令和6年度中に新たに3市で設置

- ・区市町村の状況調査(運営状況など)の実施
 - ・地域生活支援拠点等の整備に向けた都補助事業の実施
- ➡令和6年度中に新たに1箇所設置見込み

新潟県

- ・市町村等担当国会議の開催
- ・相談支援拠点事業・専門アドバイザー派遣事業の実施
(専門アドバイザーを派遣し、地域で対応困難な事例への助言や地域ネットワーク構築に向けた調整等)
- ・圏域相談支援体制整備事業の実施
(市町村域を超えた広域的な連携を図るため、地域振興局において連絡調整会議を開催し、圏域単位での関係機関での連携の確保)

福井県

- ・「基幹・委託・行政等連絡協議会」の開催
 - ・未設置自治体へのアドバイザー派遣
- ➡設置に向けた具体的な協議の開始

- ・面的整備に向けたアドバイザー派遣
- ➡多機能拠点型により設置している市において多機能型と面的整備のハイブリッド型への移行に関する協議の開始

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業) (令和6年度の取組)

基幹相談支援センター

地域生活支援拠点等

高知県

- ・未設置市町村に対し意向調査の実施
 - ・市町村との意見交換会を実施し、県の自立支援協議会の専門部会で今後の支援についての協議
 - ・協議会ガイドラインを活用し、市町村自立支援協議会の進め方（ひな形）や「セルフチェックシート」を作成し、市町村に提供
- ➡一定規模の市町村において、設置に向けた具体的な協議の開始

大分県

- ・市町村への実態調査（設置・整備状況調査）の実施
 - ・市町村自立支援協議会担当者会議において情報共有やグループワークの実施
 - ・アドバイザーの派遣
- ➡基幹相談支援センター：令和6年度末までに新たに7市町で設置見込み
※地域生活支援拠点等の整備状況は精査中

沖縄県

- ・協議会ワーキングやアドバイザー連絡会議の場での課題整理
 - ・市町村への実態調査
 - ・市町村向けの連絡会を開催し、調査結果等の共有（予定）
- ➡令和7年4月1日時点で新たに14市町村が設置見込み

- ・協議会ワーキングで研修会（自治体及び関係者向け）の内容の検討
 - ・研修会を実施し、研修中の質疑応答をQAに整理
 - ・管内市町村の先進事例の共有（予定）
- ➡令和7年度に5市町村が整備見込み

6

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項、まとめ**

市町村・都道府県の皆様に特に取り組んでいただきたい事項

市町村

※一部都道府県含む

☑ 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・（自立支援）協議会の体制整備・機能強化

各市町村において、地域生活の支援体制の整備び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等を設置するとともに、強化を図る体制を確保するための取組を加速していただきたい。

なお、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等を設置するまでの間においても、各市町村において地域生活支援体制の強化に努めていただきたい。

加えて、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保いただきたい。

☑ 「地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践（大切にしたい31のチェック項目）の活用」

本日の研修を踏まえ、地域生活支援体制を充実させるために自分たちは何が必要であるか、という点について、まずは関係機関の方と話し合う場を設けていただきたい。その際、関係者間でチェックした結果を見ながら、現時点の取組状況を確認しあい、その上で、次のステップに向かうための議論のきっかけづくりに使用いただくなど、本チェックリストを有効かつ継続的に活用いただきたい。

☑ 市町村障害者生活支援事業費の活用

各取組を推進していく上で、予算の確保は大きな課題となる。障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税の直近の状況については、本日まで説明したとおりであり（資料P39）、前年度からの増額分などの詳細がわかるようにしている。そのため、本資料も活用しながら、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター（基礎部分）への予算確保及び取組の推進いただくよう重ねて願います。

なお、例えば、都道府県が開催する研修等に財政担当者の出席を求め、各事業について理解を深めてもらうようにするなどの方法も、予算確保に向けた取組の工夫の一つに考えられるので参考にされたい。あわせて、都道府県におかれては、こうした研修等の対象者に財政担当者を含めることについてもご検討いただきたい（高知県において類似の取組事例あり）。

都道府県

☑ 管内市町村向けの研修の開催

昨年度に引き続き、継続して取り組みをお願いしたい。特にオンライン研修に参加していない市町村へのフォローアップについて注力いただきたい。なお、管内向市町村向けの研修内容については、本日の研修内容や、既に研修を意欲的に実施している他の都道府県（事例報告いただいた都道府県）などの状況も十分に踏まえたものとし、管内市町村が各種取組を進める上で有意義なものとなるよう創意工夫をお願いしたい。

☑ アドバイザーに関する取組の強化

自治体の事例紹介にもあるとおり、「地域生活支援体制整備の取り組みの充実度」と「アドバイザーの活動の活性化」は相関関係が大きいと考えられる。このような傾向やP75、P76の資料も参考に「基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」（注）等も活用しながら地域生活支援体制の充実に向けて取り組んでいただきたい。

（注）令和6年度から令和8年度までの時限的な実施を想定しているため、次年度での積極的な活用を検討ください。

なお、「都道府県におけるアドバイザーの配置状況」や「都道府県が市町村職員等を実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数」は、令和7年9月25日に開催された社会保障審議会障害者部会（第149回）での「令和9年度に向けた障害福祉計画に及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」における議論の中で、活動指標項目（例）として資料に記載されているところであり、こうした議論の方向性についても注視いただきたい。

【掲載先】（資料P20）：[001568051.pdf](#)